の木柵に孔あり、以て射るべし、砲石銃盤、江心に羅列すること星よりも多く、さらに大索を以て木壩の兩端を牽接し、以て兵艦を拒ぐに便にし、清の操江朱衣祚、操江蔣國柱、總兵管效忠、副總兵高謙、左雲龍、滾江龍等各の要害に據りて以て敵兵の來るを待つ、成功乃ち命を下す、曰く、程應璠は右提督馬信及び前鋒鎭統領余新等を督し、進んで譚家州を奪ふべし、材官張亮は善く泅ぐものを督し、滾江龍を斬斷し、進んで爪州の上流に踞し、以て滿洲の木城を焚奪すべしと、兩軍の形勢及び作戰の計畫すでに斯くのごとし、知らず其龍爭虎擲の狀はいかん、當時清將鄭亦鄒か作れる鄭成功傳の一節

指揮既定、成功與中提甘輝、左提督翁天祐、先鋒鎭楊祖、直擣爪洲、清操江朱衣祚城守、左雲龍背港而陣、戰未合、張亮巳斷滾江龍、對岸夾戰、成功麾軍大進、左武衞統領周全斌直破其陣、身中五矢、氣彌銳、斬雲龍、衣祚遁去、正兵鎭韓英奪門、登城、樹幟、全斌繼入、塵殺城兵、後提督萬禮繞出洲後、殲殘兵、以左鎭

劉猷守爪洲、監紀推官柯平爲永防、張煌言、楊朝棟、袁起振進取蕪湖、遂涉楊子趨鎭江、清管效忠馳而攻、不動、留步兵守銀山、騎兵當大路、成功及夜奪據之、陣而待明、清兵攻之雨射、成功發砲、佐以鼓、屋瓦悉震、清兵殊死戰、鄭兵益奮、清兵遂大敗、效忠僅得逸、清鎭江守將高謙、知府戴可進等降、成功登京峴山、大饗士卒、令全斌、黃昭等守鎭江、屬邑皆下、煌言、朝棟招撫江南、起震、徐長春招撫江北、蕪湖清兵皆遁

一擊電掃、陣を破りて江龍を斬り、衣祚を走らせ、城を拔いて千兵を屠り、餘力の及ぶ所は、高謙、戴可進を降して、而して鎭江、蕪湖の間、復た一個戈を持するの敵兵を見ざるに到る、勇猛倫に絕すと謂ふべし、然れとも一勝一敗は兵家の數なり、必ずしも將驕り兵惰るといふには非ずと雖も、而かも勝或は敗に畢るもの有り、此れ尤も名將の遠慮する所に屬す、今や鄭氏の軍中、素より燕頷虎頭の將に少しからさるも、能く干戈の中に處し、彼我の勢を審にし、地の利に就き、以て謀畧を運ら

すものは唯た一個の甘輝あるのみ、けたし甘輝は鄭兵の北征してより以來、一に此に苦心せるもの、而かも其出す所の策略は皆な取るべし、故に其成功の勝に乘して金陵に向はんとするや、諫めて曰く、夫れ爪鎭は南北の咽喉、たゞ坐ら此を鎭せは則ち山東の師下らず、北固に據らば則ち兩浙の路通せず、南は則ち勞せすして而して定らんと、惜むべし、成功聽かず、遂に四方に檄し、師を率ゐて金陵に薄る、此れ實に鄭成功が甘輝の上策を用ゐざりし第一の過失に屬す、鄭兵その後の消息はいかん、鄭成功傳の一節

八月、至觀音門、以黃安總督水師、守三泌河口、成功由儀鳳門登陸、令諸舟列碇于江東門外、親率騎兵逼城下、規壁壘

また三朝實錄の一節

造木柵、移諸將、安設大砲、地雷、雲梯、欲以久困之

また成功傳の一節

與五親軍屯岳廟山、留前鋒鎭中衝鎭于獅子山

此に觀れは成功は持久の計を取らんとせるもの〻如し、ア、亦危し、果然甘輝は諫めていへり、曰く、兵は神速を貴ぶ、彼れ未だ備へざれば、其勢乘すべし、守禦一たび固きに及はゞ、恐くは拔きがたからんと、成功また聽かず、甘輝退て而して歎して曰く、此行、われ死所を知らずと、此れ實に鄭成功が甘輝の上策を用ゐざりし第二の過失に屬す、その後の戰狀はいかん、鄭成功傳の一節

既而清兵千騎薄前鋒鎭、鎭將余新擊敗之、新遂輕敵、不設備、軍士捕漁飮博、縱觀優戲、清副將梁化鳳偵知、穴城出儀鳳門、銜枚俄薄新營、新不及甲、蒼皇出拒、遂就禽、成功聞砲聲、急命翁天祐馳援、不及、清兵旣敗余新、以步卒數千、擣成功中堅、騎兵數萬、繞山後、前後夾擊、成功大敗。前衝鋒藍衍、行軍司馬張英、後提督萬禮、左武衞林勝、左虎衞陳魁、副將魏標、朴世用、洪復、督理戶官潘庚昌、鍾儀衞等、皆率部下力戰、陣歿、帷左右提督、右虎衞、右衞鋒、援勦後鎭軍獨全、

成功鏖急退

指を屈して之れを算するに。前後纔かに二三旬のみ、一敗地に塗れ、殘兵剩卒も亦收拾すべからざるに到る何ぞ其れ向きに之れを爪鎭に得るの大甚だ速かにして、而して今また之れを金陵に失ふの大甚だ速かなる耶、而かも建安伯萬禮以下諸將の戰歿せる、鄭氏の宿將は殆んど盡きたりと謂ふべし、此間に於ける彼の甘輝の生死は如何ん、

甘輝且戰且走、至江、騎善屬者纔三十、殺敵數百、馬躓被執、不屈而死、最烈甘輝の執らるゝや、怒罵し、死するまで口を絶たざりしといふ、之れを要するに從來鄭兵の威を四方に輝せし所以のものは、一に甘輝あるが故のみ、今や則ち死す、成功これより誰れと謀らん、而かも其損する所も亦頗る多し、前途の遠き、誰れか此より成功の用をなさん、金陵の一敗眞に歎恨の堪へずと爲すのみ、

鄭成功すでに敗績し、師を還して崇明を攻む、下らず、却て正兵鎭王起鳳が丸に傷

て死するに遭ひ、遂に厦門に還る、時に十月のことに屬す、而かも其諸宿將の戰死を傷み、己れ不明にして甘輝の獻策を用ゆる能はざりしを悔ゆるや深し、曰く、我れ向きに甘輝の言に從はゞ、未だ此に及ばずと、因て哭して而して入り、祠を建て、以て事に死するものを祀らしむ。

備考の三十　明清闘記にいふ、甘輝、萬禮の長子をして其家を繼かしめ、その事に死するものは皆な其家を安慰すと○鄭成功傳にいふ、祠を建て事に死するものを祀るや、甘輝を以て第一と爲すと

けだし諸書の此戰を記するもの頗る多し、悉く取るに足らず、但だ明清闘記に記する所は成功傳と稍や異同あり、而かも頗る其實を得たるものゝ如し、今姑く左に其概略を收錄して以て參考に充つるも亦可ならん歟、

鄭成功すでに定海關を破り、逐ふて崇明關に到り、復た大に戰ふ、守將李某、副將王老豹敗走す、成功遂に關を奪ふ、清兵走りて鎭江城を保つ、城は江に臨めり、成功濟りて攻めんと欲す、而かも舟なし、仝斌が曰く、萬里の長江、何ぞ涸竭の日あらん、臣やゝ水性を諳んず、先づ斌より始めんと、從兵三千を驅り、流を亂

して渡る、衆軍之れに從ひ、遂に長江を飛渡し、勢に乘して城を陷れ、全斌をして代り守らしめ、因て南京の石頭城を攻めんことを議す、甘輝が曰く、南直は人物殷繁、而して田畝少し、米粟乏し、故に漕ぐ所の船艦浦口に塡塞せり、今漕運を裁仰して以て吾が兵食に充て、要地を占鎭して以て吾が根本を固ふし、機を見て動かば、南京は掌中に在らんと、成功肯んぜすして曰く、兵は神速を貴ぶ、速かに兵を出して彼の備なきを掩はんには如かずと、遂に兵を發して石頭を攻め、郛を破る、清兵退きて本城を守る、成功攻めて聚寶、通濟二門を破り、正陽門に逼る、甘輝、萬禮、操江を擒にす、城旦夕にして將に陷らんとする也、時に北京の援兵二十萬、俄かに至る、成功の兵疲れて敵する能はず、終に敗績

此に由て之れを觀れば、兵は神速を貴ふの語は、則ち甘輝の口に出つるに非ずして、實に成功の口に出でたるもの丶如し、然れとも其金陵を攻むるは、徹頭徹尾甘輝の執て不可と爲す所、而も成功遂に聽かず、此れ其論すべきところ歟

予は更らに鄭兵中の所謂る鐵人に就て一言すべきもの有り、その鐵人の狀貌を叙するの文にいふ、全身鐵甲を披掛し、但た兩目を餘すのみ、而かも其甲や書くに朱碧の彪文を以てすと、異裝も亦太甚しと謂ふべし、また南疆繹史の一節

是春、成功築演武亭於五老峰前、鍊兵以石獅、重五百斤、爲的、力能擧以走者、撥入左右虎衞、親軍皆戴鐵面、披鐵裙、畵以朱綠之彪文、帶弓箭・佩斬馬之刀、立陣前、斫馬足最堅、號曰鐵人

異裝は則ち異裝、行軍の間、視るもの以て神兵を爲すも亦宜なりと雖、而かも余を以て之れを觀れば、復た秋毫も異むに足るなし、けだし鐵人の所謂る鐵面、鐵裙といふもの、其れ或は我日本特有の甲冑には非さるか、唯た兩目を餘すの外、全身に朱碧彪文の鐵甲を披掛し、弓箭を帶び、大刀を橫ふる有樣は、宛然わが戰國時代の軍裝にして　明清の軍裝の斯くのごときは未た嘗て聞かさる所なり、けたし鄭芝龍は一に倭寇の力を賴んで海南の地に崛起し、成功も亦わが平戸に生れたるもの、

其養ふ所、必ずしも日本人なきに非ざるべし、其藏する所、必ずしも日本甲冑なきに非ざるべし、もし或は然らずとするも鄭氏父子の使を我幕府に遣り、援兵を請ひ、武器を乞ひしもの前後幾回ぞ、幕府固より出征の事なしと雖、而かも或は多少の甲冑、刀、弓を送り、以て其孤忠を憫みたるや疑なし、即ち成功は此を以て多力の士に分ち、用ゐて以て親軍と爲せしものならんか、如何んぞ將の驕り、卒の懈る余新のごとき有り、一夕の飲博に敗亡の端を啓き、全軍の潰ゆる、堅甲利刀も遂にその用を爲すなくして已む、成功の心事も亦哀しむべきかな

備考の三十一　鄭成功傳碑は第四隊倭銃の語あり、此倭銃の二字より推せば、所謂る鐵面鐵裙も亦日本甲冑なりしや疑なし

之れを要するに、當時天下の形勢の已に定れる、金陵の一役、たとへ全捷を得るも、其已に丘墟と爲れる明社を光復するは、固より期し難し、然れとも向さに鄭成功をして甘輝の言を用ゐせしめば、或は愛親覺羅氏の膽を褫ひ、以て南都を定めしに庶からん、金陵の一挫、復た手を下すに處なきに到れるは、余成功のために反覆之れを惜む。

第十五　朱之瑜

朱之瑜の志は兵を他邦に借るに在り○暹羅、安南、及び日本間の往來○歸化○朱は純然たる儒生、鄭は純然たる將種○相輕んずる所ありしが如し○明季の頽俗○舶艫相接すれども避けて相見ず○鄭に贈るの書○激厲して以て之れを規諫するの處多し○之瑜が成功の兵政に服せざりしを見るべし○朱に贈るの書○採薇の客○之瑜は被堅執鋭の士に非ず○此れ成功が之瑜を輕んずる所以か○常道を以て親すべからざるの將士○氣節文章自ら高ふするの眼○倶もに千古なるかな

朱之瑜、字は璵、また字は楚瑜、舜水と號す、餘姚の人也、朱明の天下を覆亡して、而して社稷の丘墟と爲るに及んでや、回天銜命の志に矢ひ、一度び兵を他邦に借り腥羶の山河をして廓清の昔しに恢復せしめんと欲し、暹羅、安南、及び我日本の間に來往し、以て申包胥が七日秦庭に哭するの爲を學ぶもの多年、而かも其志を達するを得ず、將た亦大事の終に問ふべからざるを察するや、黍離麥秀、痛を抱く愈よ深し、遂に永暦十三年、即ち我萬治二年を以て日本に歸化しぬ、故に朱之瑜が一生

の性行閲歴は人人の夙に知悉する所なれば、復た此に叙するを須ず、但た其鄭成功に於て前後如何んの交誼ありしか、今之れを詳にするなしと雖、而かも朱は純然たる儒生也、鄭は純然たる將種也、一は文、一は武、その偏する所は、必すしも私を以て公を害するに非ざるも、或は相輕ろんずる所ありしもの丶如し、けだし朱之瑜の前年、即ち成功が特に大擧して北征せんとするの年、成功之瑜を招く、之瑜廈門に至り、成功が部下の將吏を見るに、縉紳に寄居し、佻達自ら喜び、禮義を斥けて古氣と爲し、骨董と爲するもの比比みな然り、之瑜以謂らく、明季、風俗頽敗し、禮法を蔑如す、成功が部下も亦其弊を襲へるか、斯くの如くんば大事は終に成しがたしと、身は營中に在り、成功と舳艫相接すれども、避けて相見ざりき、故に金陵の一敗、事全く散する後、之瑜は書を作り、寄せて以て成功を規す、其書

遠近傳聞、藩臺不以推賢進士爲務、則是興復之志不堅、而立業之基不廣、志切興復而棄賢才、是渉大川去舟楫也、何以濟哉、故遂慨然欲從思明復來貴國、因識冬

蔵春、時有不測、擬於夏間附舟後、藩前有三四故交、遣舟來迎、亦緣虜與盜充斥思明、故至盤石、聞林門亦有洋船、僻不得達、一入營中、遂住其舟檣、去駐數月間、雖日與藩臺艫舳相銜、詎不以一刺通名字、或有美言勸行、瑜必婉辭謝却、自安愚分而巳、六月七八入南京、兵圍爪州、十七早即破城、滿夷斷脛折股、虜馬截傷驚馳、浮屍積野蔽江、束手就縛、遠近稱快、驩閧若雷、逆虜扼江而守、列炮如星、馬玉老擐甲直衝、一鼓登陴、虜騎所稱驥悍驍雄者、殲夷略盡、大酉管效忠最爲桀黠、啄息鼠竄、惟恐不前、廿三日鎭江開門納降、市肆不易、然而紀律時有未嚴、上情不能下究、有識蚤巳憂之、從陸無救焚之策、候風有師老之虞、藩臺以謂虜在目中、徒使英雄頓足耳、七月初八九至南京、其下驕而不戢、渙而不萃、中有一二要人、剛復貪忌、狃於小勝、不用上命、舍其瑕、攻其堅、不離之使分、反慢而使合、徒效姚萇之覆羌羯、不念符堅之潰合淝、遂爾一敗至此、雖死何足以贖罪、上遊則豫章江黄、遶地則淮陽盧鳳、蒿目以待王師拔於水火、輸糧運米、會同有繹、送印納欵、懼於後期、民心思漢之誠、於玆大驗、一旦辜負之、若此眞可大慟、今退守舟山淅閩、意在重來、若能自怨自艾、深思前過、則轉敗爲功、直唾手間耳、幸總督忠靖伯陳燦老、老成持重、鎭定周詳、提督馬玉老、雄豪激烈、吐氣呑胡、况復謙雅和衷、剛柔相濟、分陜猶與、文武同心、豈不足以復高皐哉、瑜欲附船仍還貴國、往見主者馬玉老、一見奮辭、責成大義、瑜十五年、間關困苦、原有本情、遂乏一時權宜之說、暫留旬月、約以明夏、復過長崎、不獨羊裘釣魚、無可相助爲理、即書荻城合州、何能仰答余大將軍也

此書は舜水文集に見へ、安東守約に寄するの書に作る、而かも先儒の之れを論するもの有り、いふ、書中藩臺と稱するは、守納を指すに非ざるや疑なし、かつ其爪州を圍み、鎭江を降し、南京に至りて而して大敗し、及ひ總督崇靖伯陳燦老等の語に據りて之れを見れば、けたし本と鄭成功に寄せたるものならんと、然れども余の見る所を以てすれば、矢張り守約に寄せたるのも、主とする所は守約が爲めに鄭成功

が近狀を報ずるに在り、而して感慨之れに寓す此れ亦朱之瑜が成功の兵政に服する所なかりしを見るべきか、また成功が朱之瑜に贈れる書牘の一節

森不肖荷光武重興之義、不得舍於寢食之間、雖然、力微勢疲、無奈狠狽、今欲遠乞日本諸國候假多少兵、恭望臺下今傚採薇客、而莫忘國恩、懇懇至囑

此一通の書牘は文恭先生遺事中に見ゆ、その何の時に之瑜に贈れるか、今考證を失するも、書中の語より之れを推せば、或は成功か前年鋭意救をわれに乞へるの時に在らん、而かも其之瑜に寄するに採薇の語を以てせるが如きは、之瑜の性行より、之瑜の經歷より、之瑜は到底被堅執鋭の士に非ざるを知り、併せて其包胥哭庭の終に徒勞に歸するを看破せるの故なるべし、果然朱之瑜は明の永曆の未だ亡びざるに先つて而して日本に歸化しぬ、斯くの如きは乃ち成功の朱瑜を輕ろんずる所以か、之れを要するに鄭成功が養ふ所の將士は、大率ね一片俠烈の氣を以て相投合すれば、固より常道の以て規すべきに非す、乃ち其平居に在りては、佻達自ら喜ぶものも有らん、禮法これ古となすものも有らん、今朱之瑜は誠とに儒生也、氣節文章自ら高ふする眼を以て之れを視る、如何んぞ心に適せん、而かも其之れを憂慮するは、固より亦忠憤義慨の餘に出づ、文の朱、武の鄭、倶もに千古なるかな。

第十六　復た兩島を窺ふもの無し

清主勢に乘して席卷せんとす○達素及び李率泰の南下○成功諸將を部署す○第一軍○第二軍○第三軍○計畫全く畫餠に歸しぬ○開戰の初に利を失ふ○烈風に乘して清兵を擊つ、流屍海を蔽ふ○陳鵬の貳心○陳蟒の忠戰○斬首一千六百級○陳鵬を誅す○達素自殺す○此れより成功の卒するまで島を窺ふものなし○猶ほ甘輝、萬禮の如きもの有るか○敗報北京に聞ゆ○李振の上奏○朱國治の上疏○人は野戰に長して水性に昧じ○鄭兵は本と海賊也○此れ成功の必す勝を海上に占むる所以か

清の世祖章皇帝すでに鄭成功に金陵に勝ち、其宿將の多くは死し、其猛卒の半はつくるを聞くや、勢に乘じ、席捲千里、必ず金廈の兩島を掃はんと欲し、將軍達素及び總督李率泰に命し、滿漢の大兵を發して功成を討たしむ、實に成功が金陵に敗るゝの翌年、即ち永曆十四年のことに屬す、五月、達素兵を率ゐて南下し、大船は漳州より出て、小船は同安より出て、別に廣東の降將許隆、蘇利等をして島上に會せしむ、成功之れを聞き、即時諸將を部署し、以て其向ふ所を定む、

第一軍　陳鵬之れに將たり、諸部を督し高崎を守り、以て同安の師を遏む

第二軍　鄭泰之れに將たり、浯州に出て以て廣東の師を遮る

第三軍　鄭成功自ら諸部を勒して海門を扼し、以て漳州の兵に當り、さらに陳堯策をして令を諸將に傳へ、海の中流に碇し、軍を按じて以て動かざらしむ

號令纔かに畢り、陳鵬か第一軍のみ漸く發して、其餘は猶ほ未だ纜を解かざるに、敵船の漳州よりするものは、已に來りて島に臨む、實に成功は敵に機先を制せられて、而して其計畫せる所は悉く畫餠に歸しぬ、鄭家の將士いかんか狼狽せざらん、

傳記の一節

適風利、漳船俄迫海門、諸將相顧失措、清兵乘之、閩安侯周瑞偕、陳堯策戰死焉

成功開戰の初めに於て已に利を失ふ、今にして敗を轉じて勝と爲さずんば、兩島は危し、借問す其結果はいかん

第二軍、第三軍　日、午に向ふ比ひ、風忽ち東に轉して尤も烈に、唯だ第三軍

のために上流を得たるのみか、殊に第二軍の師を旋して來り加はるに會ひ、軍氣また振ふ、成功乃ち躍りて船首に立ち、親ら旗を手りて指揮し、巨艦を縱つて横に清兵を擊つ、風大に、濤立ち、清兵みな眩暈、復た戰ふ能はず、流屍海を蔽ふ

第二軍、第三軍は偶然にも大捷を得たり、然れは則ち向きに同安に向て解纜せる第一軍の消息はいかん

第一軍　同安の船師高崎に向ふ、陳鵬夙に成功に重用せられ、今や一軍に將たるを得るも、而かも金陵の一敗より時事の日に非なる見、また此戰の終に挫敗に歸するを慮るや、心私かに禍福を計畫し、書を清將に投じて降を約し、部下に飾して動くなからしむ、清兵も亦陳鵬が内應を恃み、船を捨て、爭ひ進む、副將陳蟒は忠義の士也、鵬にくみせず、其屬兵を麾いて曰く、事急なり、まさに一死を決すべしと、殿兵鎮陳璋と清兵を合擊す、清兵淖に陷り、死するもの十に八九、

首領哈喇土星を獲、北兵一千六百餘人を斬殺す、成功乃ち陳鵬を誅し、蟒を以て之れに代ゆ

第二軍も亦陳蟒が忠戰の力を賴み、唯だ奇功を奏するを得たるのみに非ず、廣東の降將蘇利は後れて至り、兩路の敗衂を見、戰はずして走り、將軍達素は窘迫し、福州に還りて自殺せり、而かも此れより後、成功の身を終るまで、復た島を窺ふものなしといふ、之れを惟ふに鄭成功は金陵の一敗、甘輝、萬禮以下名將驍卒を失ひ、獨り地の蹙り軍の孤なるのみに非ざるに、今や此一戰、所謂る創殘餓羸の兵を以て百萬日に滋すの師を逆へ、遂に能く全勝を占め、復た滿胡の煙塵をして金厦の江山を汚さしめず、此れ其實とする所の寶、猶ほ能戰の將甘輝、萬禮の如きもの有るに由るか、抑も亦人心の未た離れず、天祐の未た盡きざるもの有るに由る歟

淸主北京に在り、敗報を得て、食、咽に下らず、上下ともに其戰敗を以て一に水師の未た熟錬せさるに歸因すと爲す也、こゝに於て淑江監察御史李振先つ上書す、その

略

鄭逆爲閩浙江南三省重患、今大兵入閩、擣其巢穴、夫彼之巢穴、固不止厦門舟山等處、而舡即巢穴也、且勿論其累民、而我之兵馬、乘風破浪、不顧萬死以前驅、則性命全寄于篙師水手之手、倘逆賊奸細、陽爲應募、而我兵入其彀中、風水騰湧、弓刀莫施、可不爲寒心哉、臣以爲閩浙江南、亦當先守禦、而後征剿、

此れ鄭兵の巢穴は全く船艦に在り、海上に戰ふの尤も寒心すべきを述ぶ、江寧巢撫朱國治も亦上疏す、その畧

鄭逆未靖、欲破狡窟、先度形勢、賊重負險坐待、我師遠涉風濤、其勞逸不同、賊衆熟識海險、我師弓馬馳騁、其素習不同、我船較之賊艦、大小懸殊、其攻取器用不同、臣謂、以守寓戰、凡海邊江口多設墩堠煙炮、使賊勢困孤、衆心必變、乘間攻之、自能擒魁獻馘

此れ彼れの海戰に長じ、我れの野戰に長じ、戰艦の大小も亦相匹敵せざるを述ぶ、

誠とに然り、北人もと韃靼の野に生長し、馬を峻坂に驅ること平地のごとく、即ち攻城野戰は尤も其得意とする所なりと雖、而かも水性に昧く、一度ひ風浪に遇へば必ず肦絶す、此を以て鄭兵に加ふ、鄭兵は本と海賊也、父芝龍より大艦巨船、海上に跋扈するもの三十年、如何んぞ共もに角すべけん、此れ鄭成功の或は利を陸上に失して、而して必ず勝を海上に占むる所以歟

第十七　臺に據る

臺灣の地勢はいかん○德川家康の南方經營○倭寇海商の聚落○名けて高砂といふ○和蘭人の手に成れる東洋印度商會○和蘭人と日本人との交涉○蘭人城を安平、赤嵌に築く○濱田彌兵衛○日本人走りて廈門に赴き、鄭成功に遊說す○成功天祐天復の故事に倣ひ、正朔を奉持せんと欲す○成功遂に蘭人を臺灣に伐つ○その戰狀○獨逸人ドクトル、ルードウ井ヒ、リスト氏の臺灣島史○西眼東覘の弊○在臺人自ら稱して國姓爺藏といふ○バターピヤ政廳○和蘭總督の恐怖と戰鬪準備○總督の苦心○安平城の激戰○蘭人の戰死するもの多し○成功の軍容○總督の交代及び新總督の猥狽○バターデヤの援軍○艦隊滅亡○鄭成功の顧慮する所○成功屢ば蘭人に說いて降をすゝむ○降參の條約○鄭成功の臺灣攻略を海賊の所爲に擬するは所謂る西眼東覘の弊○淸の遷界令○成功の歎息○その政策○臺人以て安堵し、風雨も亦時に順ふ

臺灣の地形地勢はいかん、今や我版籍に歸す、金鎗石鼎、苟くも耳あるもの孰れかこれを知らざらん、渺茫たる南溟の曲に位し、雲漢の下流に當り、東は層巒に倚り西は巨浸に迫り、北は基隆城に至るまで福州と相對峙し、南は則ち小琉球之れに近く、周袤凡そ二百五十六里、島嶼環繞、相雜りて繡ふがごとく、土壤の沃、物産の富、他の海島の之れと比肩するなし、草木繁茂、蕃村點在、固より南方の一大聚落なり、一大雄鎭なり、鷺江、金門より東南に迤邐として以て澎湖に至るまで群島森立、巖礁錯落、故を以て風濤噴薄し、舟路尤も危險を極む、また澎湖より出てゝ東に去れば則ち臺の鹿耳門に達すべし、鹿耳門の傍、海道紆折し、纔かに數武を容るゝのみ、水淺し、沙膠し、一朝風浪の起るに遇へば、即ち其險測りがたし、けだし破荒以來、版圖に載せず、朱明之れを得、旋りて守り、旋りて棄つ、顧みれば我慶長十五年、即ち明の萬曆三十八年、島津薩摩守が德川家康の命を受けて琉球を取るや、家康さらに使節を臺灣に遣はし、貿易の事を圖りしと雖、而かも其志を達するを得ず、使節は反て蠻人の害に遭ふ、家康激怒し、後ち六年、即ち元和二年を以て長崎の村山等安をして之れを伐たしむ、等安兵數千を出し、不幸にして敗れ歸り、ためにに誅せられたるは、諸書の明記する所なり、幕府の臺灣に於ける失敗は其れ斯

くの如しと雖、而かも我邊氏の通商貿易に從事せる輩、及び所謂る倭寇の一部は夙に此に據りて以て聚落を爲せるは、復た秋毫も疑を容れざる所にして、殊に其沿岸の好風景の須磨、明石に髣髴し、頗る百年の壽を保つに足るの風情あるを見、名けて以て高砂といひしも亦此時に在りしが如し、後ち六七年、わが元和の末、明の天啓の初、福建の海賊顔思齊、鄭芝龍の輩が來りて賊塞を築きしは予か前に論する所なれば、今復た之れを贅せず、此時に方り、數隻の兵艦を浮へて東洋の地に跋扈し、掠奪に、貿易に、海上の利を壟斷せる一種の一大團體あり、もと和蘭人の手に成れるものにして、名けて東洋印度商會といふ、商會はこゝに支那通商の第一手段として便宜の地を占領するの必要を認め、バタービアの總督ヤン、ピーテルゾーン、クーンに命するに、臺灣の一角に城砦を築くべきよしを以てせるに依り、總督は船に駕して而して來り、地を在臺の日本人に借らんことを乞ふ、可かず、乃ち紿て曰く、願くば之れを假すに纔かに牛皮大を以てよ、千金だも惜まざる也と、其許諾を得る

に及び、牛皮を縷剪し、連聯して城地を規畫すること里許、曰く此れ一牛の皮のみと、遂に臺地に據り、因て日本人に賄るに每年鹿皮三萬枚を以てし、安平、赤嵌二城を築き、夾板船を以て犄角と爲し、市を鎭城の外に設け、商賈と交易し、土人の服せざるもの有れば、輒ち之れを戮殺するが故に、其兵千に滿たずと雖、而かも南北の土番みな其約束を畏聽するに至りぬ、越へて二三年、わが寛永二年、長崎の人濱田彌兵衞が第三代總督ピーター、ヌイツを刧かして、一時の勝を制せしことありしも、終極する所は、唯だ何等の効果をも收めざりしのみに非ず、日本人の臺灣に於ける通商は、此より振はず、後ち十餘年、寛永十六年德川幕府が鎖國の禁令を出すに及んでは、殆んど我商民の足迹を絶つに至れり、後ち又二十餘年、日本人の國に歸るを願はず、或は荷蘭の治下に臺灣に在りて、時の總督に不平を抱くもの兩三輩、走りて厦門に赴き、鄭成功がために其地の大海を橫絶し、中に千里の沃野を有するは實に四省の要害にして、覇王の區たることを陳べ、併せて其取るべきの狀をいふ、

けだし成功は正に深く金陵の敗を痛み、孤軍を南疆の一隅に懸け、永曆帝の蠻荒の地に蒙塵せる、聲聞通ぜず、存か、亡か、生か、死か、杳として詳にし難しと雖、而かも猶ほ天祐天復の故事に倣ひ、正朔を奉持し、將に地を遷して恢復を謀らんと欲するの時に在り、故に其言を聞くや、大に悦び、遂に自ら戰艦數百兵二萬五千を率ゐて臺灣を伐つ、實に明の永曆十五年、清の順治十八年、わが寛文元年、西暦一千六百六十一年、今その戰狀はいかん、鄭成功傳及び臺灣紀畧

三月、揚帆至鹿耳門、水淺沙膠、纔容數武、此時水漲丈餘、成功得便、戰艦銜尾而進、紅夷大驚、以爲自天而下、成功引兵登陸、攻赤嵌城

香祖筆記の一節

逼其酋歸一保、歸一死守、攻之不克、環七鯤身逼之

また一節

十月、成功復攻赤嵌城、紅毛勢窮、以十餘艘決戰、成功用火攻、盡焚之

鄭成功傳の一節

縱火於城板、歸一終不降、成功使告之曰、臺灣吾先人故地、地歸吾、珍瑤諸物、我無貪之、汝悉載去、於是歸一降、送之歸國

鄭成功は斯くの如く凡そ七度び月を閲して臺灣を取りぬ、之を概するに支那人の文は疎大なり、西洋人の筆は緻密なり、殊に支那人が自尊の通弊として、西洋諸國を夷狄視せるが故に、其簡編記錄に至りて猶ほ且つ一般に紅毛、紅夷、洋夷等の文字を用ゐるの外、復た其官職姓字をだも明記せざる也、此故に歷史の少しく泰西人に渉れるものは、從來の漢文書に在りては、史學上の便利を得ざること頗る多し、今臺灣に於ける鄭成功と和蘭人の關係の如きも亦然り、予常に之れを憾む、後ち臺灣島史を讀むに及び、頗る釋然たるもの有りき、けだし臺灣島史は我帝國大學文科大學敎師にして獨逸人たるドクトル、ルードウキヒ、リスト氏が其研究の結果を東京獨逸東亞學會に講演し、同會雜誌を以て世に公にせるを、大學院生某が譯述したるもの

に屬す、その調査せる所、頗る緻密周到なりと雖、而かも西眼東視の弊は隱隱として文字の間に出現し、其和蘭人の行跡を記するは、或は十分を得たらんも、鄭成功の身上を述ぶるは、讀むものをして隔靴搔痒の感に堪へざらしむ、余今之れを左に摘錄し、聊か意見を加へ、以て當時の歷史の缺亡を補ふも亦可ならんか、その一節

一千六百四十六年、長崎に住せる支那人は鄭成功が臺灣征討の目錄見ある事を蘭人に密告せり、その後六年、臺灣に住せる夥多の支那人は一揆を起して待設けたる國姓爺黨の侵入の準備を爲さんとて一度ならず事を始めたるも、固より微弱の勢なれば容易に鎭定せられき、蘭人は彼の父一官に於けるが如く、國姓爺と和親の交を結ぶことの大に利益あるを知り、其策を講じたりしが、蘭人と云ひ國姓爺黨といひ、共に同じく貿易海賊を業とせしことなれば、玆に互に相一致しぬ

われ諸書に涉獵するに、嘗て所謂る國姓爺黨といふものなし、想ふに當時國姓爺てふ名稱は歐洲人の耳に轟ける所なれば、從來和蘭人の凌轢に苦める在臺の支那人は

少しく其自由を得んが爲め、張翼の方便として、狡猾にも此黨名を用ゐ、以て和蘭總督を虛嚇せるものならん、何んとなれば則ち西歷一千六百四十六年は、明の隆武が即位の元年、即ち成功が朱姓を賜はり、始めて國姓爺と稱せられたる年にして、齡なほ二十有二、唯た一個の儒生を以て天子の側に侍從するの外、未だ嘗て干戈の地に臨まされば、固より自己の黨人を東南の海島に派遣せることなきは勿論のみ、然るに總督は此鶴唳風聲に驚絕し、自己の利害上、所謂る國姓爺黨と和親を結ひ、雙方の國旗幷に國書に對しては十分の尊敬を表せんことを盟ひしと雖、而かも猶ほ他日の萬一を慮り、援兵の派遣をバタービヤ政廳に乞ひたりといふ、此時政廳の意想はいかん

よしや蘭人は國姓爺が大陸に於て滿州兵の破る所と爲り、一時廈門を立退かざるべからざるに至りしを知ると雖、その後國姓爺の乘せる支那船は、蘭人の捕獲する所と爲りて、彼の財産も掠奪せられ、止むを得ず、彼は滿州人と平和を結びた

りとの事を臺灣府へ告げ、かつ書面を以てバタービヤ政廳に通知するとを滿足せし程なれば、たとへ海賊の首領たりとも、蘭人には何等の危險を與ふべくも見へざりしは當然の理にして、蘭人は最早臺灣海峽の主權を國姓爺と爭ふの必要なきを確信するに至りぬ

後ち西暦一千六百五十九年、即ち明の永暦十三年、成功の師を金陵に失ひ、清人の大擧して南せんとするの時に及ふや、幾多の南方支那人は紛紛遁れて臺灣に到り、一千六百六十年には既に二萬五千の多きに超ゆ、此れ和蘭總督が重ねて恐怖の念を抱ける所以なり、而かも此際に於て鄭成功渡臺の風聞また發す、總督たるもの如何んか狼狽せざらん耶

かくて國姓爺の臺灣征討準備の風聞、また新出するに至りしかば、總督コエットは愈よ之れに對する相當の方策を講じ始めたり、彼は先づ米穀の輸出を禁し、ラヨン地方の住民をして城砦を破壞せしめ、海上の往來を看守し、議會を翌年に延

引し、滿期の兵卒を徵集して新たに兵役に服せしめ、同時に彼はバタービヤに向けて火藥、船艦、兵卒の多數を要求せり

總督コエットは、けだし香祖筆記中に音譯して歸一とせるものなる可し、此時のバタービヤ會議は如何ん

然るにバタービヤの會議に於ては、如何にも箇程に危險に切迫せるを證明すること能はず、議員の一人なるニコラス、フエルブルグは曾て一千六百五十年より一千六百五十三年に至るの間、臺灣總督の職を奉じ、上に述べたるごとく國姓爺の侵擊風聞と相關聯せる一揆を容易に鎭定したること有り、故に彼は甚くコエットに反對し、臺灣地形の嚴重なるを論し、コエットの所謂る危險は全く彼が怯懦にして着眼の暗きの致す所なれば、斷然その請を拒絕すべしと主張せり

渺茫たる積水、彼我相隔つること甚だ遠し、今日其地に在らずんば、何を以てか今日其地の情態を知らん、憐むべし總督コエットが要求は、唯だ此卓上の空論のため

に拒絶せられ、明年媽港征討の際、ヤン、フワン、デル、ラーンをして臺灣に寄航せしめ、其虛實を確探して、然る後之れを決せんとの議にて閉會し了れり、總督コエットたるもの、亦力を爲し易からん耶、然れども、事すでに促る、逡巡すべきに非ざるが故に、一千六百六十年の七月三十一日を以て、使を鄭氏に遣はし、以て其意を探りしが、成功は侮慢の書辭を以て之れに答ふ、總督コエット此に於て愈よ事の急なるを察し、復た米穀の輸出を止む、ひとり奈何ん、蘭船は多くは南のかたバタービヤに向て解纜せし後なるが故に、人、譚ともに少し、而かも成功は此機に乘じ、千帆東指、浪を破りて來りぬ

一千六百六十一年四月三十日、國姓爺は數百の戰艦と二万五千の兵卒とを率ゐて厦門を發し、臺灣へ渡航を企てたる時に當て、臺灣港に碇泊せる蘭船は唯だヘクトルとスグランフエンランデの二戰艦とッ、フインク小艇及びマリア遊艇との二船ありしのみ、ゼーランヂャ城より北の方小一里もある所に敵艦は碇泊し、臺灣在住の支那人は、車その他の道具を以て之れを扶助し、一時に二十八人宛を載せて運ひければ、二時間の後には、早や數千の軍勢は、無事に其上陸を終り、戰艦の一隊、また整列を完ふせり、見渡すところ春天風穩かなりしかば、蘭船は進航することを得ず、止むなく敵艦の例に倣ひて檣を斂め、船を動かさんとしたれども、固より吃水深き重躰なれば、ために夥しき時間を費し、その間に國姓爺は益す兵卒の上陸を完成せんことを務めたり、此に於て蘭船の艦長等は陸上の侵撃に依て敵兵の上陸を妨げんことに決し、艦長ペテルは銃卒に十分の信用を置き、纔かに二百四十人の小隊を率ゐて戰陣を張り、對立せる五陪の大衆を攻擊し始む、然れども矢の來ること雨の如く、和蘭の水陸兩軍をして佇立進む能はざらしむ、艦長ペテルを始め百八人は空しく戰死し、勇敢なる軍勢の半は臺灣府へ引返して辛くも一命を拾へり、二百人の兵を率ゐたる艦長アエルドルプの遠征も亦同様の結果を來せり、彼等は非常の困難に際して本島に渡らんことを講したれども、ゼーラ

ンヂャ城に留まりて生命を救ふを得たるのみ

所謂るゼーランヂャ城は即ち安平城なり、今に城址を留む、

かくて國姓爺は無事に臺灣府の北方平坦の一圓を占領し得たり、彼は直ちにゼーランヂャとバキセムボイとの間にある海峽を統轄し得る所の峰頭砦上に總砲門を据ゆべきを命じ、一萬二千の兵を以てプロヷインジャ城を圍みたれども、敢て一發の砲を放たざりき、彼は蘭兵をして饑渴に瀕せしめ、城內をして自ら降參せしめんと思ひ、もし遙かに隔れるゼーランヂャ城より救援の計畫を爲すあらば、精兵の一隊を以て之に當らしめんことを確信せり、此秋に於てコエットは使者を國姓爺の陣に遣はし、臺灣分割の評議を開かんことを請ひしに、國姓爺は敢て之れに應ぜざりき、此時の使者の報告に依り吾人は大砲の準備もなくして平野に展開せる圓陣の如何なるものなりしやを知ることを得、即ち兵士の重なる勢力は弓箭に在りて、各の背に箙を負ふ、之れに次て蘭人の矛手に相應する所の一隊あり、此等は柄の長さ三尺に達する劍を兩手にて自由に伸張し、組討の場合は、刺衝の用に供す、騎兵の代りに暴勇なる疾走兵あり、彼等は楯を以て頭を覆ひ、敵の敗北するとをも顧ず、劍を提けて敵陣に吶喊すること恰も狂犬のごとし、蘭人之れを見て評して曰く、彼等は恰も更らに一命を筐に藏して家に保存し置けるが如き擧動を爲すと、國姓爺の率ゆる兵士は、各の鐵製の鱗鎧を以て充分に躰を覆ひ、前面には上股を護庇する所のものを垂る、また銃卒の內に國姓爺は二人の黑奴を有せり、此等は以前久しく蘭人に傭はれ、銃の用法を習得したるものなり、以上述ぶる所は即ち蘭人が臺灣島上に於て雌雄を決せんとする國姓爺の軍備の形勢に屬す

所謂るプロヷインチャ城は即ち赤嵌城にして現に城址を留む、バキセムボイは何の城砦なりや、今之れを考ふるに由なし、但し其鐵製の鱗鎧を以て全躰を包覆せる兵士は、即ち日本武裝の親軍、かの金陵の役に見へたる鐵人と同一種のものなるを知

べし、此時、印度なるバターピヤ政廳の動作はいかん

バターピヤに於てはフワン、デル、ラーンの報告に因り、總督並に評議會はコエットが生來卑怯の身を以て國姓爺が臺灣侵擊を企てんとの無根なる空聞を恐怖したるは、實に耻辱の至りなりとて其本職を免じぬ

誠とに本營の爲す所にして斯くの如くんば、よし總督コエットに百万の衆あるも、亦何をか爲さん、而かも其後職たるクレンクは一帆萬里、先づ小琉球に到り、召還の命令をコエットに傳へしと雖、而かも事すでに晩し、地覆天翻、唯だコットの重圍に苦むのみに非ず、隨處の港曲、悉く鄭氏の掌中に歸せるが故に、此新總督も亦海上に漂ひ、終に纜を繫ぐに處なく、今は唯だ日本に避くる一事あるのみ、斯る有樣なるを以て新總督クレンクは單にコエットの免職狀を城內に送り、徑ちに日本に向ひ、途中臺灣北部に位する蘭人の根據地なる鷄籠城に入港せり、鷄籠城の總督は、到底國姓爺の大軍に抵抗するの難きを主張し、全守備兵及び和蘭住民等と共にクレンクの船に投し、一先づ、日本へ到り、然る後バターピヤに歸航せん事に定めぬ

明清鬪記に曰く、紅毛大艦五隻を岸頭に列べ、以て之れ禦く、鄭兵戰艦の銃窓より入り、戰ふて而して之れを奪ふ、けたし紅毛は本と日本に交易せるもの、故に一隻は遁れて長崎に至ると、此れ或は此新總督クレンクの乘船を指せるものならんか、長崎在住の蘭人はこゝに於て跳躍し、往て圍中の同胞を援はんと欲し、糧食を携へ、船に登り、以て安平に向ひしも、不幸にして風に鷄籠の東に遇ひ、進む能はず、遂に南に轉じてバーダヒヤに向ふ、此時に當り安平の守頗る危し、幸にバーダビヤ政廳が事件の眞相を知るにあひ、船十隻、兵七百を送れるもの、八九月の交を以て臺灣府に達せりと雖、而かも益なし、徒らに敵を利して而して已む、即ち其一節

國姓爺が己の軍隊に糧食を資給するの困難なるに際し、かくも蘭兵の增加し來りたるは、彼に取りては不虞の僥倖ともいふべく、臺灣府占領の時に及び、二十萬

俵の米穀と一千頭の豚とを貯へし倉庫は、蘭人が破壞を忽にせるより、終に空しく國姓爺の掌中に歸したり

その後の戰狀はいかん、また一節

二艘の戰艦カウケルケとアンケフエーン號は快走船コルテンフーフ號の後に從ひ、サツカム附近に集合せる國姓爺の艦隊に向て砲擊の手並を現さんと試みたれども如何んせん、大小の二艦は砂洲に乘揚けて、容易に浮き上ること能はざるに到り、敵は此本船の座礁に乘し、砲彈を火藥庫に放ち、大船を空中に飛揚せしめたり、此時蘭人は目覺しくも一士官、五水兵を除くの外は、みな水に泳ぎて辛くも命を救ひたりしが、百十八人の乘組ある快走船コルテンフーフ號は遂に敵の捕獲する所となりぬ

所謂るサツカムは今何の地なるや知るなしと雖、而も成功傳中七鯤身を環て之れに逼るの語より之れを推せば、亦或は七鯤身なるべし、戰隊の滅亡すてに斯くの如し、

今は唯だ安平の孤城を餘すのみ

國姓爺は武力を以てゼーランヂャの孤城を降すと能はず、けだし彼が放てる砲丸は臺灣海峽を越へて彼岸に達する力なければ也、よしや彼が渚より放てる砲丸は唯一の航路を通過する大船に向ては、多少其望みなきに非ざれども、和蘭の小船は巧妙に奔馳して遠隔の距離より敵の攻圍を貫徹して城內に粮食を供給せり、然れども一方より考ふれば、今や征服者は冲天の勢を以て其威力を振ひ、支那人は續々として之れに加盟する有樣にして、彼等に既に占領せる豐饒の土地を回復せんは、到底爲し難き所なるに、蘭人が依然として小島に籠城するは果して何等の意あるに依るか、東印度商會の實力、全く之れを如何んとも爲し能はざるや知るべし、さりながらゼーランヂャに於ける蘭人の所爲は其宜しきを得たりと謂ふべし、彼等は十月に會議を開き、安堵して永く敵の攻擊を忍ぶるを得るが爲めに、婦人、小兒、病者等を先づバタービヤへ送らんことを議決しぬ

此時に方り鄭成功の兵は實に二萬五千、和蘭總督の兵は援兵を合せて纔かに一千のみ、衆寡の相敵せざる、蘭人いかに死力を出して孤城を嬰守するも、終に陷落するや疑なしと雖、而かも鄭成功の顧慮する所は金厦兩島の守備薄きに在り、清兵の南下に在り、將た亦狡猾なる蘭人の清兵と攻守同盟を結ぶに在り、故に成功は速かに臺灣を取らんと欲し、頻りに利害を以て降を蘭人にすゝむ、此に至りて復た說くところ有り、而かも蘭人は遂に强頑なる前議を翻して之れに從ふ

臺灣本島の平地に殘れる同胞は、初め戀篤の待遇を受けたりしが、今や苦痛と死とのために國姓爺及び其徒黨の不愉快を感じ、特に良妻美女を携ふるものは不運の果てなりと謂ふに至りぬ、蘭人艱苦の狀態それ斯くの如く極まれるを以て、コエット及び評議員は終に降參することに決議し、其條件としては、總ての蘭人をして音樂器並に裝置せる武器を携へて自由に去らしむること、蘭船及び捕虜を引渡すこと、退却者の私有財產は自ら携帶し得るたけ運搬を許すこと、其代りに城砦、商會の財用、及び國姓爺の許可せざる請求は一切之れを讓予することを約せり、千六百六十二年二月一日此條約は批准せられ、コエットは千人の兵卒と夥多の役人、商賣、記者等と八艘の船に投じてバタービヤへ向け出發せり

鄭成功と蘭人との戰爭の終結が眞に一千六百六十二年一日なりとすれば、則ち今明曆を以て之れを算せば、其れ必ず永曆十六年十二月中浣前後なりしならん歟

また臺灣島史の著者ドクトル、ルードウヰヒ、リース氏は其篇に附記し、鄭成功の臺灣攻略を以て一個海賊の所爲に擬せるものゝごとし、此れ予が所謂る西眼東視の弊とする所にして、復た一言を辯せざるも、人みな之れを識らん、之れを要するに西眼は常に殖民政略上より、貿易上より觀察して、而して成功の行は一に忠孝義烈の餘に出づ、焉んぞ其公明正大を得んや

鄭成功すでに綠眼紅毛の蟹を逐ひ、城に入り、居を定め、臺灣を改稱して安平鎭といひ、赤嵌城を改稱して承天府といひ、總して東都といひ、府を設けて承天といひ、

縣を設けて天興萬年といふ、到る處の土酋、一として約束を受けざるはなし、すでにして清の遷界令の下るを聞き、歎して曰く、沿海幅員上下數萬里、悉く委して而して之れを棄て、われをして玆の一塊土を得るなからしむ、英雄も武を用ゐるの地なし、然れども田廬は墟と爲り、墳墓は主なく、寡婦孤兒、天外に望哭す、われ之れを如何んせん、たゞ餘燼を收拾し、兵を息め、農を休め、以て時の至るを俟つも亦未だ晩からずと、こゝに於て法律を制し、學校を興し、丁庸を計り、老幼を養ふ、臺人以て安堵し、風雨も亦時に順ふ

第十八　鄭芝龍の末路

鄭芝龍市棄せらる、時に年八十一○黄獻臣武經開宗を著して芝龍を稱す○その一節○寧古塔の幽囚○叛將黄梧の怨恨○李率泰の上奏○此に至て殺され、其子の京に在るものに及び、復た遺子なし○愛親覺羅氏の肺肝は見るかごとし○亦後世失節の臣を戒むるに足らん歟

清の順治十八年、明の永曆十五年、即ち鄭成功が臺灣を取るの年、十月、鄭芝龍は市棄せらる、時に年八十一、けたし芝龍の人と爲りは、余が前章に於て數ば說ける所、當時の黄獻臣も亦嘗て武經開宗を著はし、以て之を稱す、其一節

我閩之有鄭飛虹也、胸羅數萬甲兵、氣呑八九雲夢、東南半壁、倚爲長城、念楚廣閩浙、煙水之區、乃鯨鯢鮫鱷、潜踪之藪、散家眥巨萬、鍊精卒數千、依水作營、皷聲借濤聲而夜發、臨淵布陳、旌影合帆影以星馳、剪紅夷群兇、褫天驕之魄於風霾、千里魚鰕收淚、殲大帽洞冦、犂夜郎之庭於雷擊、五路草木飛花、出不意而擒魁奇、驅水深火熱之慘、因敵謀而誅鍾進、得隨機應變之神、置死地而滅劉香、妙

亡地能存之用、洪兵備忠肝義膽、當與先世之績、共勤千秋、康巡撫拚死獲生、實藉將軍之功、永垂百世、十餘年養兵、不費公家一粒、四五郡凋敝、全賓搬運諸艘、大將軍自保成功、擬煉沙門、倣赤松遺意、聖天子軫恤民隱、重干城鎖鑰、紓南顧之憂、歷數古今名將、靖國難、建奇勳、代不乏才、至若自給兵糈、解君憂、蘇民困、千古一人而已、先生戰功、未易殫述、聊撮一二、以勵後學、自此而忠貞益篤、與國咸休、則在將軍勉之耳

此説は芝龍が未だ淸に降らざるの前に在り、亦た一時いかに當世の推重せしかを見るべし、誠とに鄭芝龍は豪傑の才なり、名將の略なり、此才畧を以て先王に靖獻する能はず、徒らに大節を失して、以て汚名を千秋に留む、予深く之れを惜む

此れより先き五六年、鄭氏の將黃梧の成功に叛き、海澄を以て淸に降り、以て鄭氏の墳墓を發くや、時に芝龍は幽せられて寧古塔に在り、而して黃梧の成功に怨を抱くや深し、其怒を遷すの致す所は、芝龍をも殺して、以て自ら甘心せんと欲し、總督李率泰に謂て曰く、芝龍を殺さずんば、唯だ海上の諸僞將の投誠の意を發せざるのみに非ず、成功の心も亦死せずと、率泰以て上に聞す、上嘉納す、而かも猶ほ未だ殺さず、こゝに至りて柴市に戮し、其子世恩、世蔭、世默以下京師に在るものに及び、復た遺類なく、命して各省沿海の民を遷し、以て鄭氏の應接を絕たしむ

備考の三十二　鄭芝龍著はす所の兵書に經國雄略といふもの有りといふ

之れを惟ふに初め愛親覺羅氏の百方慰撫して鄭芝龍を招降するや、之を遇する甚た厚し、而かも其之を厚遇するは、則ち一に成功を招降せんが爲めのみ、故に成功の降らざるや、枷械に寧古塔に辱め、成功の臺灣を取るや、遂に柴市に腰斬す、抑も芝龍この時頽齡すでに八十、之れが生死、何ぞ淸朝の治亂に關せん、而かも猶ほ足らず、殺戮子孫に及ぶ、殘虐の跡、顯とし掩ふべからず、而して通鑑輯覽等の諸書、復た此事を載せず、愛親覺羅氏君臣の肺肝見るが如きも、亦一面には後世失節の臣を戒むに足らん歟

第十九　鄭成功卒す

清の世祖章皇帝崩ず○永曆帝崩ず○鄭成功も尋て病歿す、行年三十九○社稷の回復を以て已れが任と爲すもの二十餘年○鄭亦鄒の論贊も亦其風采を想見すべし○成功の臨終はいかん○長子鄭經○鄭經乳媼に私通すといふは信じがたし○成功狂を發す○禍の蕭牆に起りしは事實也○伯父鄭泰の野心○鄭經兵を率ゐて臺灣に入る○臺灣の諸將經の弟世襲を奉して鄭經を拒く、敗績○經立つ○始めて廟宇を立つ○鄭泰を誅し、その家を籍す○鄭經書を長崎奉行に贈る○內訌始めて息む○猶ほ天祐の存するもの有るか○鄭成功の文才○硯石山の詩○成功の筆蹟○その詩多く傳はらず亦惜いかな、

清の聖祖の康熙元年、即ち明の永曆十六年、一月、清の世祖章皇帝崩す、誠とに今年は是れ何の年ぞ、越へて四月、明の永曆帝崩じて、而して鄭成功も亦尋で歿す、而かも其歿せしは五月なり、行年三十有九、惜いかな、成功一時の遭遇、躍然として義を彈丸黑子の地に唱へ、社稷の回復を以て己が任となすもの實に二十餘年、興亡の數すでに定まれりと雖、而かも天猶ほ假すに年を以てせば、或は觀るべきもの更らに多かりしならん、誠とに天の朱德を厭ふや久し。故に恨を齎して卒す、誰れか復た痛まざらん、然れども其山河百戰の餘、殘兵剩卒を收めて臺灣に據るや、永曆の正朔を奉じ。四海の相率ゐて辮髮左衽の俗に歸するの時に於て、故國の衣冠を海島の中に存する外、荊棘を披斬し、法律を制し、學校を剏め、丁庸を計り、幼老を養ひ、流風餘韻、千秋の下人をして欽仰に堪へざらしむ、復た何をか憾みん耶

鄭亦鄒が曰く、世祖章皇帝天下に王たりしより、東南の夏肆、所在除滅するに、成功諸生より起り、日の虞泉に落つるに當りて、而して猶ほ海外に崛强し、魯陽の志を遂げんと欲し、數十年の間、竊かに永曆を稱し、命に違ひ、義を唱へ、旌旗の指す所、關河響動し、明室の遺民、未だ或は之れを非とせず、河東賜姓、猶ほ虛號を存し、天水高廟、また空名を留む、成功は事を踵き華を增すものに非ずやと、けだし亦鄒は當時の清將、而かして其言なほ斯くのごとし、此れ亦成功の風采を想見すべきか

鄭成功の臨終はいかん、逆心傳鄭芝龍の一節

成功之入臺灣也、長子錦留廈門、與乳媼通、生子、成功怒、遣僞刑都事洪卯、禮都事黃副、殺錦及錦母董氏、且遣僞總兵周全斌、盡殺諸僞將留者、於是諸僞將擁立錦爲平國公、以兵拒殺卯禰、囚全斌、成功聞之、怒甚、遂發狂、嚙指死

此に由りて之れを觀れば鄭成功は實に長子が私通の事より、禍を蕭牆に釀し、遂に發狂して而して死せる歟、夫れ逆臣傳は、淸朝の盛事、勅を奉して作れるもの、鄭家の起事に於て信を考へがたし、然れども他書猶ほ多くは大同小異の說を傳ふ、即ち鄭成功傳の一節

成功嘗令其子經居廈門、經頗耽聲色、與乳媼奸、生子、成功治家嚴正、聞之大怒、遣使諭鄭泰殺經、諸部驁謂、成功病革、必亂命、不可從

鄭成功の長子ははたして乳媼と私通せるか、われ今之れを按する鄭經、一名は錦、永曆二年、成功二十五歲の時、妻董氏之れを生む、乃ち指を屈して之れを算すれば、今年

猶ほ纔かに十四五歲左右の少年のみ、十四五歲左右の少年にして、唯だ聲色に耽るのみに非ず、乳媼に私通し、以て子を生むが如き、われ世上絕無といふに非ずと雖、而かも容易に信じがたし、然らば則ち人あり讒を進めしか、よし讒を進めしとするも、成功すでに其年齡を記せば、實事も亦却て虛事と爲さん、此れ傳ふるものゝ誤れるのみ、此を以て而して之れを推せば鄭成功が臨終の發狂は、其れ或は忠感義憤の餘に出でしものならん、但し禍の蕭牆に起りしは、事實なり、初め成功の病む、臺灣の諸將、その弟世襲を以て護理と爲す、後ち成功の使を遣り、鄭泰に諭して鄭經を殺さしむるや、鄭泰諸將と相議して曰く、成功病劇し、或は亂命ならん、從ふべからず、然れども子は父を拒くべからず、臣は君を拒くべからず、泰の成功に於けるや兄たり、兄として弟を拒くは乃ち可也と、期を刻し、將に事を擧げんとす、値ま周全斌が南粤より歸る有り、亦成功が密旨を齎らし來れるもの、洪旭迎へて之れを誘ふ、而して事未だ發せざるに、成功は終に暝しぬ、抑も亦鄭泰の竊かに異心

を包藏するや久し、洪旭等と議して曰ふ、連年兵革徒らに人民を苦しむるのみ、臺灣に往いて桑梓の計を爲さんには如かず、かつ權りに清と好を通ぜんと、之れを鄭經に謂ふ、鄭經因て朝鮮の事例に依りて清と交らんことを議し、楊來嘉をして清に啓せしむ、清主報せず、經こゝに於て全斌を以て五軍都督と爲し、陳永華を諮議參軍と爲し、馮錫範を侍衞と爲し、師を帥ゐて臺に往く、黃昭、蕭拱辰世襲を奉じて經を拒ぐ、その他の諸將は竊かに兩端を持して以て成敗を傍觀するのみ、十一月、黃昭諸部を會して經を攻む、大霧冥冥、經が衆殆んど潰ゆ、全斌力戰す、經射る、昭殪る、而して霧適ま消ゆ、昭が衆驚亂し、遁れ散ず、經遂に臺に入り、桂應薺、曹從護を殺し、餘は寘て問はず、世襲を待つこと初のごとし、經遂に後を嗣ぎ、復た厦門に至り、翁天祐を以て轉運使となし、任ずるに厦門の政を以てし、市肆を興し、街衞を設け、始めて廟宇を建つ、

清の康熙二年、永曆の訃臺灣に至る、鄭經なほ明の正朔を奉し、稱して永曆十七年と

いふ、去年黃昭の經を圖るや、鄭泰陰に其謀に與り、かつ將に清兵を導かんとす、此に至りて事露る、經知らざるまねし、托して徵に入り、金門を過ぎ、酒を置き、泰を邀へ、之れを縊殺す、泰の子纘緒、弟鳴駿、亡けて清に降る、泰の家を籍するに積貲巨萬を累ぬ、初め成功泰を以て戶官と爲し、轉運饟餉、及び諸洋の貿易を掌らしむ、故にその船歳ごとに長崎に到る、こゝに於て經その貨籍を閱し、交易する所の銀貨の長崎に寄積せるもの猶ほ多きを知り、書を長崎奉行に贈て曰く、泰が托する所の貨を乞ふて以て虜を滅ぼすの資と爲さんと、鳴駿も亦書を長崎奉行に贈て曰く、兄泰罪なし、經殺して而して貨を奪ふ、鳴駿まさに清兵を假り、經を討ち、讐を報すべし、兄泰が貴地に托する所の貨は、之れを經に附するなく、我れに返賜せよと、報ぜず、而かも鄭氏の此內訌はこゝに至りて始めて息む、亦幸なりと謂ふべし、もし年少の鄭經にして所謂る壯士解腕の勇斷なく、一朝伯父をして其志を成さしめば、鄭成功が生前の偉業を如何んすべき、而も禍のこゝに至らざりしは、猶

ほ天祐の存するもの有る歟

鄭成功の武略は以上に敘記する所の如し、なほ文事あり、行陣の間、時に題詠を留む、甞て其金陵を伐つて而して定海關に至るや、南のかた雲南の兵を待ち、山水の間に徜徉し悠然として身は兵馬倥偬の際に在るを忘れたるもの丶如し、七月、遂に覵石山に登る、山深く、谷寂かに、中に一個の古廟あり、雲鎖し、煙蔽ふ、成功因て慨然として一詩を其壁上に題す、其詩

黄葉古祠裏、秋風寒殿開、沈沈松柏老　瞑瞑鳥飛回、碑帖空埋地、祉階悉雜苔、
此地少人到、塵世轉堪哀

荒涼の氣頗る多し、また水藩の文庫に、成功かゝち書する所の詩一篇を藏む、その詩

禮樂衣冠第、文章孔孟家、南山開壽域、東海釀流霞、

此詩題を書せざれども、略ぼ本邦人を賀するの作なるを知るべし、書法も亦飄逸愛すべしといふ、

けだし鄭成功は本と儒生なり、一時地の覆り天の鬫るに方り、儒服を聖廟の前に焚き、高揖して先師に謝すると雖も、而かも甞て南京大學の生員たりしもの。事に觸れ、物に感じ、文情詩思悠然として出でしや知るべし、即ち其兵馬馳逐の中、槊を横へ、鞍に據り、以て賦する所多かりしならんも、其詩世に傳らず、此れ亦惜いかな。

第二十　鄭經の苦節

清主及び清將が一生の志願は招降に在り○招諭甚だ力む○鄭經の答書○家聲を隕さずと謂ふべし○清兵ハターピヤの蘭人と力を協せて鄭氏を攻む○兩島を失ふ叛將これより多し○陳永華の行政○清主の誤解○また招諭○經の答書○鄭經朝鮮の事例に傚はんと欲し、使を清に遣る○清主も亦兵を厭ふ○島上の互市○綠柳紅花砲壘に滿つ

其地を問へば則ら東南の獨島のみ、其衆を問へば則ち二萬の殘兵のみ、われ已に天下を奄有し、猛將雲のごとく、謀臣雨のごとし、挺進して而して之れを取らんか、風濤の險惡をいかん、抑も北人の水性に慣れざる、從來山碧相望む金廈兩島にすら、猶ほ且つ數ば挫敗を取れる所、況や臺灣をや、故に淸主及び淸將が一生の志願は招降に在り、而かも成功は終に之れ應ぜざるを以て、愛親覺羅氏の君臣は徒らに奔命に疲るゝのみ、如何んぞ天の朱德を厭ふ、永曆帝は吳三桂の毒手に崩殂し、鄭成功は騰蛟の功未だ全く立たざるに、中道にして而して斃れ、諸部の落膽、嫡子の年少、

淸の君臣焉んぞ手を額にして而して相慶せざらんや、以謂らく此機に乘じて招降せば、必ず相率ゐて而して來らんと、此故に淸の靖南王耿繼茂、總督李率泰は成功の訃音を聞くや、首として人を遣り、書を鄭經に贈り、招諭甚だ力む、借問す鄭經はいかん、その答書の略

曰在鷺銅、多荷指數、今承惠書、益賜諭誨、所言、猶是遊說之後談也、思東寧偏隅、與夷落爲伍、僻在海外、與版圖、渺不相關、何必足問、貴國寬仁無比、遠者不弁、其或然乎、然如方國安、孫可望等、豈非竭誠貴國者乎、而今安在、閣下倘以延攬英豪、休兵息民爲念、即共飭部曲、互安邊陲、羊陸故事、敢不勉承、若夫疆埸之事、一彼一此、勝敗之數、自有天在、得失難易、閣下自知、何煩予言

斷斷之れを絶つ、鄭經家聲を隕さずと謂ふべし、淸主こゝに於て成功の餘威の猶ほ存するもの有るを知るや幸に鄭泰の子弟及び其徒黨の相率ゐて投降せるを時とし、銳意に南征し、金廈二島を掃はんと欲す、此時に方り、かの蘭人の一時鄭成功に攻

陷せられたるもの、歸りて印度のバターピヤに在り、一度び臺灣の舊業を回復せんことを思ひ、遂に水師提督ボルトは清兵と力を協せて兩島を攻む、即ち鄭成功傳の一節

十月、繼茂、率泰、滿帥郎賽、合紅夷出泉州、提督馬得功出同安、黃梧、施琅出漳州、經令全斌禦之、全斌馳艨艟奮擊、往返如飛、紅夷不能中、諸軍不敢進、得功爲斌所殺、既而大軍鷹至、衆寡不敵、經退保銅山、清兵入嶋、墮城、略寶貨婦女而去、兩島之民燗焉

また逆臣傳の一節

十月、大軍克廈門、賊潰、琅以水師、同荷蘭衆進擊、斬十餘級、乘勝克金門及浯嶼、錦與僞忠明伯周全斌肯遁

また臺灣島史の一節

千六百六十三年、ボルトは十六艘の戰艦と千三百八十六人の水兵、千二百三十四人の陸兵とを率ゐて派遣せられ、滿州朝廷が國姓爺の子及び海賊の徒黨を廈門、金門の兩地より追放せんとするを援け、以て此一致味方の力を借りて臺灣島を再び印度商會の手に歸せんことに務めたり、此方針の第一策は愈よ實行せられ、海賊軍は千六百六十四年正月、和蘭艦隊の破るところと爲り、廈門、金門の兩地より擊退せられたり、一官、國姓爺が代代相繼で根據地とせる兩城を干戈の力を以て充分に滅絕したるは、實に蘭人の力多きに居るなり、然るに臺灣の計畫に至ては、支那同盟軍は一臂の援助をも添へざりき

鄭經すでに兩島を失ふ、而かも諸宿將の淸に降るもの此れより多し、

康熙二年十月、杜輝降

四年三月、周全斌、黃廷、相順等皆降

此波瀾翻覆、叛臣の踵を接するの時に方り、巍然たる大節、其心を二にせざるものは獨り陳永華、馮錫範の輩あるのみ、鄭經臺に還るに及び、庶政を以て永華に委ぬ、

永華の政を爲すや、頗る儒雅を雜へ、民と休息し、東都を改めて東寧府と爲し、天興、萬年の二縣を陞せて州と爲し、前後諸省の兵民を招納し、以て之れに充つ、因て以爲らく諸部の離叛して清に降るは波濤を憚り、鄕土を戀ひ、以て偸安の計を爲すのみと、土地を諸將に分ち、安居し、逸處し、復た西するの意なからしむ、之れを久ふして治積頗る多し、淸主未た之れを知らず、唯だ諸宿將の多く降れるを見、以謂らく鄭經が傲岸の心も今や當に屈せるなるべしと、康熙八年を以て李率泰及び滿貝明珠、蔡毓榮等に命して漳に至り、興化知府慕天顏ををして經を招諭せしむ、文書往返、鄭經終に書を作りて率泰に答ふ、その書

蓋聞佳兵不祥之器、其事好還、是以禍福無常倚、强弱無常勢、恃德者興、恃力者亡、曩歲思明之役、不佞深憫生民疾苦暴露、兵革連年不休、故遂全師而退、遠絶大海、建國東寧、于版圖疆域之外、別立乾坤、自以爲休兵息民、可相安於無事矣、不謂閣下有意猶督過之、欲驅我叛將、再啓兵端、豈未聞陳軫蛇足之喩、與養由基

善息之說乎、夫符堅寇晉、力非不强也、隋煬征遼、志非不勇也、此二事、閣下之所明知也、况我之叛將逃卒、爲先王撫育者二十餘年、今其歸淸者、非必盡忘舊恩而慕新榮也、不過憚波濤、戀鄕土、爲偸安計耳、閣下所以驅之東侵而不顧者、亦非必以才能爲是、特心跡爲可信也、不過以若輩叵側、姑使前死、勝負無論耳、今閣下待之之意、若輩亦習知之矣、而况大洋之中、晝夜無期、風雷變態、波浪不測、閣下兩載以來、三舉征帆、其勞費得失、旣已自知、豈非天意之昭昭者哉、所云夷齊田横等語、夷齊千古高義、未易齒冷、即如田横、不過三齊一匹夫耳、猶知守義不屈、而况不佞世受國恩、恭承先訓者乎、倘以東寧不受羈縻、則海外列國、如日本、琉球、呂宋、廣南、近接閩淛、豈盡服屬、倘以敝哨出沒爲虞、實緣貴族臨江、不得不遣船偵邏、若夫休兵息民、以免生靈塗炭、仁人之言、敢不佩服、至于厚爵重祿、永世襲封、海外孤臣、無心及此、敬披言、仰祈垂鑒

また滿貝明珠に答ふるの書あり、其書

蓋聞麟鳳之姿、非藩樊所能囿、英雄之規、非遊說所能惑、但屬生民之主輔、宜以覆載爲心、使跂行喙息、咸蒙其澤、匹夫匹婦有不安其生者、君子耻之、頃自遷界以來、四省流離、萬里丘墟、是以不穀不憚遠隱、建國東寧、庶幾寢兵息民、相安無事、而貴朝尙未忘情于我、以致海濱之民流亡失所、心竊憾之、閣下銜命遠來、欲爲生靈造福、流亡復業、海宇奠安、爲德建善、又倍使所傳、有不削髮登岸、及置貿衣冠等語、言頗有緖、而台諭傳未詳悉、唯諄諄以迎敕爲辭、事必前定、而後可以寡悔、言必前必、而後可以踐跡、丈夫相信於心、披腹見膽、磊磊落落、何必遊移其說、特遣刑官柯平等、面商妥當、不穀恭承先訓、恪守丕基、必不棄先人之業、以圖一時之利、唯是生民塗炭、惻焉在念、倘貴朝果以愛民爲心、不穀不難降心相從、遵事大之禮、至通好之後、巡邏兵哨、自當弔回、若夫沿海地方、俱屬執事撫綏、非不穀所與焉、不盡之言、俱存敝使口中、惟閣下亮之、俾實稽以聞

顧ふに鄭經は固より巍然たる大節に倚り、先人の基業を光恢にせんことを欲するものなりと雖、而かも亦連年干戈の相續く、生民の所を失ひ、流亡の四に散するを憫れみ、もし淸朝にして我を待つに朝鮮の事例を以てせば、我も亦年年一度北京に入貢し、以て事大の禮を執らんと欲し、柯平、葉亭を淸に遣り、再び前議を申べしむ、淸主報せず、而かも時漸く無事なり、淸主も亦兵を厭ふ、故に置て而して問はず、鄭經も亦兵を厭ふ、故に復た出てず、唯だ島上に往來して而して互市し、以て沿海の民を利せるのみ、こゝを以て、康熙八年より十二年に至るの間は、海南虞なく、綠柳紅花燦然として隨處の砲臺に滿つ

備考の三十二　倘之信の傳に曰く、この歲、經、倘可喜を攻め、東完を下す、可喜將に降らんとし、其臣金光を殺し、謝して曰く、わが上國に抗衡するは人の爲め也と、而して其月を記せず、他書も亦見る所なし錄して以て後考を待つ

第二十一　後三藩と鄭經

前三藩と後三藩〇明の降將吳三桂淸に叛く〇福建の耿精忠と廣東の尙之信も亦淸に叛く〇三藩合從し、鄭經も亦出づ〇淸廷大に震ふ〇鄭經の檄文〇猶ほ正朔を奉じ、署して永曆三十一年といふ〇借問す鄭經七年の間に如何んの事をか演ぜる〇耿經と耿精忠の反眼〇鄭耿干戈を交ゆ〇此時、臺灣の留守は我德川氏に向つて交通往來の誼を煖む〇鄭經及び諸將の孤衷〇鄭耿愈よ不和也〇三桂の和解〇耿精忠使を臺灣に遣り、界を議し、婚を定む〇賊臣の祠を改め忠烈を祀る〇祿を厚ふして敵將の枯骨を改葬す〇尙之信の反覆〇耿精忠淸に降る〇今は鄭經と吳三桂とあるのみ〇鄭經兵士を散歸し、臺灣に入る〇鄭經重れて兵を募る〇劉國軒の進軍〇鄭經の劉國軒あるは猶ほ成功の甘輝あるが如し〇吳三桂死して淸兵悉く泉、漳に臨む〇兩島の覆亡〇三藩合從の時に在て尤も力を効したるものは鄭經なり〇其實とする所の恩に感ずるに由るか、將た亦鄭經の將略あるに由る歟

順治、康熙の際、兵事の大なるもの前後二回、前は即ち明の福王、唐王、桂王にして、而して之れを前三藩と謂ひ、後は則ち平西王吳三桂、平南王尙之信、靖南王耿精忠にして、而して之れを後三藩と謂ふ

淸の康熙十二年十一月、明の降將吳三桂、雲南、四川、貴州に據りて、以て淸に叛し、檄を遠近に移し、使を臺灣及び福建の耿精忠に遣はし、各の兵を起さしむ、精忠は故の繼茂の子也、嘗て讖文を信じ、久しく異志を蓄ふ、此に至りて遂に叛す、廣東の尙之信も亦叛す、三藩合從、勢は破竹のごとし、けだし吳三桂は本と永曆帝を弑するもの、鄭經より之れを見れば、則ち不倶戴天の讐なり、當に其肉を食はずんば已まざるべし、然れども銅駝を荊棘に出し、玉燭を金湯に照し、胡塵を一掃して、以て江山を廓淸するは畢生の願なり、故に大體より欵を送る、こゝに於て明朝の遺民の義、愛親覺羅氏を帝とせず、聲を消し、跡を匿し、逃れて采薇の客と爲れるもの、所在山洞、往往千人、二千人、相率ゐて三藩の麾下に投ず、事聞す、淸庭大に震ふ

二年四月、鄭經四方に檄す、その檄

中國之視夷狄、猶裘冠之視殘履、故賫冠於履、則莫不惋忿、淪夏於夷、則孰不慼

愧、凡在血氣之倫、寧無羞惡之心、但運數使然、無可奈何、是以大冢殘孽、輙于閏位、遂使我明三百年之天下、一旦淪胥爲夷狄、豈盡無忠義之士哉、洪惟二祖烈宗豐功偉業、澤潤民生、踐土食毛、世承君德、即有亡國之禍、非有失道之主、而煤山龍馭、死守社稷、尤忠臣義士所摧心而感泣者也、狡虜徒以詐力、奪我天下、竊據之後、爲虐益深、烝姪之醜、上及骨肉、殺戮之慘、下逮狗彘、官方貪婪、役賦繁重、歷觀故元之政、未有敗壞如今日之甚者、我先王忘家爲國、抗夷於方張之際、固嘗敗之於海澄、敗之於護國、敗之於鎭江、敗之於思明、所至殲其名酋、擒其渠帥者、不可勝計、即予嗣位之初、亦嘗敗之於烏砂、斬其僞候馬得功、續以糧道不繼、因退屯東寧、生聚教誨者一十餘年、庶幾句踐之圖、無墮先王之志、今者虜亂日甚、行事乖方、積惡已稔、天奪其魄、以致吳王倡義於滇南、耿王反正于閩中、平南、定南、各懷觀望、秦蜀楚越、莫不騷動、人望恢復之心、家思執箠之遂、正符廿八之謠、遂應大虎之讖、此政夷虜數窮之會、龔天誅之日也、予組練百萬、

樓船數十、積穀如山、不可紀極、征帆北指、則燕齊可擣、遼海可跨、旋麾南向、則吳越可掇、閩粵可聯、陸戰而兕虎辟易、水攻而蛟龍震驚、所願與同志之士、敦念故主之恩、上雪國家之仇、下救民生之禍、建桓文之偉業、垂靑史之芳名、凡諸文武官吏、不論滿漢、有能以城邑兵馬、反正歸附者、各照原職、加階委用、其有前係舊將中道離去者、悉赦不究、一體收錄、方今以國事爲重、不必以小嫌介意、間有奇才異能者、可赴軍投牒、量才擢敍、大師所過、秋毫無犯、非得罪社稷、及抗我戎行者、一無所問、喜與士民同建勵復之勳、永快昇平之樂、刋布直省、咸俾知聞、

其激なほ永曆の正朔を稱し、署して永曆三十一年といふ、慷慨激越、讀むものをして臂を揮ひ涙を拂つて而して起しむ、之れを要するに、後三藩と鄭經の合從は、康熙十三年に始まり、中道にして力殫き、王之信の翻覆する有り、耿精忠の淸に降る有り、吳三桂の死する有るも、鄭經ひとり餘勇を皷舞し、南に入り、北に出で、康

熙十九年臺灣に歸るに及んで、而して後ち能む、借問す鄭經は此七年の間に如何んの事をか演ぜる、請ふ今之れを左に列開せん

康熙十三年五月、鄭經以陳永華爲留守總制、率侍衛馮錫範、兵官陳繩武、吏官洪磊等、奉永曆正朔、渡海而西

自經東遷、安逸日久、故兵甲鈍敝、舟亦不多、精忠失望、易侮謂、不如弁經而獨進取、經從耿忠、請借漳泉二府以募兵、精忠難之、於是耿鄭交惡

三藩合從の始めに在りて兄弟の鬩牆それ斯くの如くんば、終に外その侮を禦く能はざるに至らん、亦惜しからずや、けだし此より先き耿精忠海澄の總兵趙得勝をして兵を出さしむ、得勝從はず、經に降る、經授くるに興明伯左都督を以てす、精忠之れを銜む、こゝに至りて經が募兵の請を拒む、之れ鄭耿隙を啓くの源か

錫範進取同安、守將張學堯降、總授蕩鹵伯左先鋒、精忠始懼、遣都尉王進守泉州、進本清勇將、所謂老虎也、降耿而勇名稍衰、六月王進功子藩錫、誘殺清泉州城主賴王、逐進而降經、經授藩錫指揮使

此に由りて之れを觀れば、鄭と耿とはすでに干戈を交へたるか

誠とに內は此兵馬倥傯の際に處し、臺灣の留守は外我德川幕府に向て交通往來の誼を煖めたり、此れ亦宜しく特筆大書すべきのことに屬す、けだし此れより先き琉球の我が島津氏に降るや、猶ほ清國に兩屬し、時に船載して以て貢獻するを例とす、鄭兵偵知し、之れを海上に擁し、使人を劫し、士卒を囚へ、貨物を掠む、琉球乃ち之を島津氏に訴ふ、島津氏之れを幕府に訴ふ、故に後來鄭船の長崎に入るや、長崎の奉行責むるに此事を以てし、銀三百貫を納れて罪を贖はしめ、其銀を出して琉球に贈る、鄭經不平なり、因て商船を止めて長崎に通ぜざらしむ、時に本邦相馬地方の船舶の漂ふて臺灣に至るもの有り、臺灣の民囚へて而して之れを奴とし、使役すること牛馬の如し、鄭經ために之れを贖ひ、舟楫を繕ひ、衣糧を予へ、以て長崎に歸らしむ、長崎の奉行之れを幕府に白す、幕府大に經が厚誼を稱し、銀を賜ひ、

歸船に附し、かつ囑して前に囚ふる所の琉球人を以て其國に返へさしむ、こゝに於て臺灣の留守楊英、書を作り長崎奉行に寄せて曰ふ、日國、本國と好を通じ、彼此一家に同じ、即ち日國の民は吾民の如し、飄風此に到る、固より當さに送回すべし、謝を受くるの理なしと、銀二千兩を官商禁未繹に付し、以て送還せしむ、顧ふに鄭經以下諸將の小憤を忍び、惴惴焉として憐誼を傷らんことを懼るゝ所以は、父成功の日本の出に係るを思ふの致す所なるべしと雖、而かも亦或は其歡心を得て以て一度び援を請はんと欲するに在り、其孤哀も亦哀しからず耶

七月、清兵圍進忠于潮州城、精忠不能救、進忠納欵于經、經授以定援鹵伯前指督、遣援勦左鎮金漢臣、率舟師援之、漢臣敗、清兵攻急、進忠竭力守禦

九月、精忠命王進、令與鄭師爭而取泉州、以降將劉炎爲犄㨛、

十月、劉國軒及右虎衞許曜、敗進于塗嶺、三桂使禮曹周文驥平耿鄭

三桂も亦鄭、耿の不和を憂ふ

十一月、得勝、錫範等攻漳浦、炎降、遂援潮州、敗清兵于黄岡、圍始解

是月、經、精忠、殊出兵、戰于興化、互有殺傷、而以强敵未滅、內相爭非謀、從三桂議、解憾罷兵

三桂の調停こゝに功を奏し、鄭と耿とは、唯だ憾を解て兵を罷めしのみに非ず、その翌年正月には精忠使を臺灣に遣り、和を議し、楓亭を以て界を分ち、好を通じ、婚を修むるに至りぬ、こゝに於て三藩と鄭經とは全く同心し、協力し、以て鋭意に北征す

十四年三月、經廢清經略洪承疇祠、改祀黄道周、禁道憲、竄承疇及楊明朗眷族百餘口于鷄籠城、

明史に依るに楊明朗は本と崇禎の詞林なり、煤山の變、馬に乘して梓を過ぎ、鞭を揚け、之れを指して曰く、此れ亡國の君なりと、眞に不臣と謂ふべし、洪承疇は本と三邊の總督なり、淸と戰ひ、功多し、崇禎の末、淸に降る、亦不臣と謂ふべし、

鄭經の其祠を改め、其眷族を流するも亦宜なるかな

五月、劉國軒入潮、與何祐、劉進忠等、徇城未下者、清平南王尚可喜兵十餘萬、鱗籍盡銳爽攻、晨掩祐軍、祐力戰、國軒繼之、大敗之、斬首二萬餘、捕虜七千、而死者偏山谷、祐、國軒威名震于南粤

尚之信の傳に據るに曰ふ、初三桂の兵を擧ぐるや、之信、父可喜を幽し、從ふて叛す、すでにして可喜死す、之信の弟之孝兄に從はず、清主ために之孝を平南將軍に拜すと、然則ち此月兵を出せしものは可喜に非ず、或は平南將軍之孝の謬傳ならんか、

六月、經帥諸將圍漳州、先是癸丑歲、東寧降將清海徵公黃梧卒于漳州、其子芳度權知軍事、經之再至嶋也、授芳度德化公前提督、芳度陽受命、陰通清、事泄、經率兵攻城、芳度與諸將分守四門、清李正泰率兵來援、經擊破之、芳度令其兄芳泰突圍人粤乞援、經四面環攻、芳度或遣輕銳襲鄭壁、經掘長壍、爲持久計、攻圍凡

六閱月、八月芳泰　吳淑及弟潛、開門降、芳度苦戰、遂投井死、不及粤援至、幾三日、經入漳州、授淑平鹵將軍後提督、次黃氏父子貳、悉赤其族、先是日寅之變、漳州大亂、清巡海道陳啓泰、闔門二十餘口、一時死節、其臨死從容談論、不異平日、朝服遙拜闕、自經死、啓泰遼東人、字大來、謚忠烈、至是經下記屬縣、皷吹備儀伏、以禮改葬之漳東、

鄭經到る處、降を納れ、官を授け、或は忠死の士を祠祀し、唯た人の風を聞き結髮して而して旗下に來らんことを是れ求む、もし夫れ禮を厚ふして敵將の枯骨を改葬するが如きは、頗る古名將の風ありと謂ふべし、何ぞ止た顏眞卿が河南の留守を棺斂し、哭して以て之れを祭るの比ならん耶

十五年三月、經遣國軒等、率兵十萬向廣東、清總兵苗之秀、東莞守將張國勛詣國軒降、國軒進陷惠州、駐兵鎭焉

三桂兵攻尚之信于桂州城、之信勢屈、四月降于三桂

尙之信三藩の一を以て合從を約し、敢て力を出さず、また翻覆常なきが故に此に至れるのみ、越へて一年、康熙十六年また淸に降る、十九年に到り、終に淸主のために誅せらる、而して耿精忠も亦此年を以て淸に降れり、此れより先き耿精忠すでに鄭經と好を通せりと雖、而かも其內或は慊焉たるもの多し、今年八月、精忠の兵を仙霞嶺に出すや、その將士の多半は亡けて鄭經に歸するが故に、精忠の故封も亦隨つて鄭氏に入り、精忠をして憂憤出る所を知らざらしむ、淸兵は其外を擊ち、鄭兵は其內を攻め、前後に跋疐し、卒に敗るゝに至る、時に淸の康親王九龍山に在り、精忠を招諭す、精忠も亦勢の旣に去るを知るや、遂に降りぬ、海南の乾坤、能く龍驤虎躍の勇を皷して、以て北來の兵に抵敵するもの、朝に王之信を失ひ、夕に耿精忠を失ひ、今は唯だ鄭經と吳三桂とあるのみ

> 十月、許耀拒淸兵于烏龍江、耀沈湎酒色、且狃塗嶺勝、輕敵、戰敗、經以趙得勝何祐代之

> 十一月、經伏兵烏龍江近山、而襲淸兵、淸兵大敗、斬獲許多、福省閩安、降附于經
>
> 十二月、淑淸拒淸兵于邵武城下、嚴霜瘃指、不能軍、經召還淑、進忠胥遁
>
> 十六年正月、趙得勝、何佑、拒淸兵于興化城下、淸縱反間、佑遂疑得勝、及戰、不相援、故敗績、得勝孤軍陣亡、佑遁泉州、興化陷矣
>
> 初成功置吏戶禮兵刑工六部、此時。新任吏不得其人、乘軍旅殷繁、收斂過刻、以富私家、於是糧運不給、兵士內亂逃散

許耀は烏龍江に敗れ、何佑は興化に敗れ、加ふるに糧運の續かずして、而して大敵の前に當る、鄭經よし翻海倒山の勇あり、驚神泣鬼の略あるも、如何んぞ孤軍を以て萬里の外に馳逐するを得ん、かつ耿精忠の淸に降りてより、其先鋒と爲り、頻りに詭計を出して、鄭經が諸將を離間するが故に、汀州、典化の守將嫌を得て自殺するもの頗る多し、漳州と泉州とは叛し、惠州と潮州とは亂れ、復た手を下すに地

なし、鄭經乃ち遁れて島に入り、以謂らく、民力すでに盡きぬ、兵を散じ、民を休め、威を養ひ、時を俟つに如かずと、因て兵士をして散歸せしむ、兵士みな深山長谷の中に遁逃し、清に降るに忍びず、以て糧餉の足るを待つ、其恩に感ずるも亦深しと謂ふべし、けだし戰鬪の術數、敵の勢を削るは、敵をして其兵を分たしむるに在り、然るに經の嶋に歸りてより、三桂の勢は愈よ孤懸し、清兵に東顧の憂なく、力を並せて西向す、もし三桂にして陥らば、明日は鄭經に臨まん、今鄭經の兵を解くは自ら其境を蹙むるものには非ざる歟

泉漳城兵、竊通信、請攻城、經不許

六月、劉國軒棄惠州入島、七府一時潰

鄭經は遂に海上に窘蹙して、徒らに此機會を斷送せんと欲するか、此れ三尺の童子も亦不可とする所、鄭經あに獨り知らざらん、鄭經は實に八月を以て兵を募りぬ、こゝに於て前に深山長谷の遁れて時を俟てるもの、先を爭ふて而して來る、勢は雲の集り霧の合ふが如し、乃ち何佑をして潮州を攻めしむ、而して劉國軒も亦路を分つて進む

十七年二月、先是經之失利而入島也、以軍國事、悉委國軒、至是國軒帥師、攻拔玉洲、三叉河等諸堡、遮其餉道、斷江東橋、援兵適至、分兵擊敗之、取石馬、遂揚帆入鎮門、取灣楊樹、馬洲等諸堡、清總督郎廷相、副公黃芳世、都統胡兎、寧海將軍喇哈逹、都統穆黑林、平南將軍賴塔、副將朱志麟、提督段應擧等前後來援、皆敗、國軒素有將略、行軍畧倣成功、至是承經委託、圖報効、以寡兵縱橫馳突、敵兵不能當其鋒、閏三月、破段應擧于祖山頭、應撫逸入海澄、遂取平和漳平、圍海澄數匝、六月、清主以按察吳興祚爲閩撫、逮郎廷相、以布政姚啓聖爲總督、援徼、諸將高壘自完、不赴援、城陷、段應擧自縊、總兵黃藍巷戰、死于亂兵、滿漢兵亡失三萬餘、經褒國軒、晋爵武平伯征北將軍、

唯た一戰のみ、而かも敵を殺す三萬、國軒に將略あるに非ずんば、何ぞ能く此に至

らん、鄭經の劉國軒あるは、猶ほ鄭成功の甘輝あるが如きか、經の軍こゝに至て復た大に振ふ

七月、國軒乘勝圍梅勒雅大里于泉州、籍民爲兵、徇下南安、末春等縣

八月、清兵克復漳平、長泰、平和等縣、清學士李光地、平南將軍賴塔、巡撫吳興祚、提督楊捷、總兵林賢、耿精忠、黃鎬、林子威、水陸分路、尅期援泉、林賢等敗樓船中鎮蕭深水軍于定海、經命宣毅後鎮陳諒、禦之海山、國軒帥二十八鎮兵、還漳州、築十九砦

茲歲、仲秋の夕、吳三桂死す、諸宿將その孫世璠を擁立し、攻守甚だ力むと雖、而かも勢漸く微に、清兵また西顧の憂なし、故に續續として漳州泉州の地に臨む、

九月、清諸將既入漳、國軒帥二十一鎮兵、與清師決戰于龍虎山、胡都統先合、不利、啓聖援之、敗、精忠故仇鄭、親督戰、斬陳退者三人、援槍大呼而入、平南繼之、破營十六、斬捕許多、國軒泗水而遁

十八年十月、清兵攻吳淑于蕭井塞、不克、十一月、淑壓死于塞

十九年正月、清水師提督萬正色、及總兵陳龍、林賢、黃鎬、楊嘉瑞、帥舟師伐島、經以左武衞林陞爲督帥、援勦左鎮陳諒、左虎衞江勝、樓船左鎮朱天貴禦之、望清兵、憚其衆、陞令數舟取水、衆船隨而潰去、朱天貴降于清、二月、國軒遁入島、啓聖乘虛、復十九塞、諸鎮多降、正色遂覆兩島、經率錫範、繩武等、遁入臺、

十九塞は陷り、兩島は覆りて、而して捲土重來の兵は挫折し、吳鄭の合從も亦此に至りて自ら散しぬ、而かも此より後、鄭氏、清朝に降るまで、鄭兵また岸に上らず、唯た海島に割據して而して罷む、南風の競はざる、眞に哀しむべきかな

われ今三藩と鄭經の合從に就て之れを觀るに、攻城野戰の際、尤も力を効したるは鄭經なるが如し、抑も吳三桂は平西王なり、其根據の地は雲南、貴州、四川に在り、尚之信は平南王なり、其根據の地は廣東に在り、耿精忠は靖南王なり、其根據の地は福建に在り、地廣からざるに非ず、兵衆かざらるに非ざるに、躊躇進まず、徒ら

に疆上を守るのみ、鄭經かれ獨り何ものぞ、疲馬敝甲、甍爾たる海島より來りて、百萬日に滋るの兵に抵敵し、營を斫り、陣を陥れ、馳突千里、終極する所、挫敗に歸すると雖、而かも凛凛餘勇あり、けだし祖芝龍、父成功より士を養ふもの茲に數十年、其寶とする所の世恩に感するに由るか、將た亦鄭經の將畧あるに由る歟

第二十　田川七左衛門

田川七左衛門の人品はいかん○母の姓を冒し、稱して田川氏といふ○初名は次郎左衛門○明國に航し成功に協力せんことを幕府に請ふ○商船に托して書を成功に贈る、遂せず○成功年年七左衛門に資給す○成功の書簡○成功死し、子經も亦七左衛門に資給すること十三年○重れて渡航を請ふ○家道衰頽○長崎奉行へ訴狀○鄭經を怨む○積年の貧寠、或は當年の英氣を消磨せる歟○七左衛門は長崎に死す○子道順姓鄭に復す○道順醫を業とし、仕へずして終る○是れ亦鄭史の半面を窺ふに足らん歟

試みに問ふ、田川七左衛門の人品は如何ん、賊子鄭芝龍は即ち其父なり、父に背たるか、忠臣鄭成功は即ち其兄なり、兄に背たるか、賢か、不賢か、抑も亦われ鄭氏の骨肉を觀るに、一芝龍を除非するの外は、大率ね皆な慷慨悲壯、身を殺して仁を成すもの、七左衛門すでに之れと系血を同ふし、以て尙武の國に生長す、如何んぞ慷慨難に赴くの勇なからん耶、初め母田川氏の七左衛門を留めて明に赴くや、七左衛門時に齡甫めて十六、長崎に在り、母の姓を冒し、稱して田川氏といふ七左衛門

初名は次郎左衛門また此時を以て今名に改む、後ち母の節に泉州に死するを聞くに及び、悲憤已むなし、往て江戸に詣り、明に赴き、成功に戮力し、清を滅し、以て讐を報んことを請ふ、幕府之れを憫み、七左衛門をして書を成功に贈り、其意を達せしむ、七左衛門大に喜び、長崎に歸り、數ば書を作りて成功の商船に托すと雖も、而かも船人貪縦にして、頗る財貨を私せるが故に、七左衛門の一度び海を渡らは、或は其陰事を發かれんを恐れ、敢て書を達せざる也、鄭成功海濤千里の外に在り、固より同母弟七左衛門の此大忠を知るなしと雖而かも骨肉の情、夢寐に之れを思ひ、年年商船に托して資給し、時に書を寄せて之れを訊ふ、その書

　我年來與虜征戰、虜被殺不可勝計、今年五月間、復大殺虜兵、滿州眞虜、斬殺已盡、自虜入中國、未有如是挫敗者、虜甚驚怕、自請割地求和、中國在我掌中矣、吾弟能手加額否、緣我日事戰勞、無一暇晷、今年失寄銀兩付用、中懷歉歉、識東來船、即寄來銀五百兩、吾弟可察入收用、極欲致敬國王、以虜氣未灰、道途阻梗、

無處可辨大禮物件、若微物致意、恐非我大體面、故未有以相將、今虜已乞和、容來日購求以奉、想國王必能諒之、丑叔來船被火、國王垂衆奔救、我感在五中、自當稱謝、親誼遼睽、懷念情般、來札有如面晤、因鴻附問、不盡依依、此達

また副兩三行あり、いふ、

　東洋牌餉銀原定五百兩、客商請給、須應額輸納、吾弟受其實惠、方可給與、切不可爲商人所瞞、短少額也、已即發給十牌一張、寄交省官處、可就彼對額、出征戒務方般、餘不多及、此札

此書たゞ五月初七日と署するのみ、復た年號を記せざるが故に、今其何の時の鴻信なるやを知るに由しなしと雖、而かも猶ほ跡ぬべし、書中にいふ、今年五月間、復た虜兵を破ると、顧ふに鄭成功軒戎を事としてより凡そ二十餘年、南征北伐、功略頗る多し、然れども其五月を以て欵兵を踏蹂せしは、獨り明の永曆七年、即ち我承應二年と永曆十四年、即ち我萬治三年との二回あるのみ、永曆十四年、鄭成功清の總

督李率泰及び將軍達素を島上に迎擊し、敵を殺すもの十に八九、即ち此戰たる、虜中國に入りて以來の最大挫敗に屬すと雖、而かも未た嘗て地を割き和を乞ふの事ありしを聞かず、永曆七年、鄭成功淸將金固山を海徵に攻め、之れを破る、此戰は十四年に比すれば、固より小なりと雖、而かも淸主は實に是月を以て成功を海徵公に封し、招撫甚た力む、然らは則ち此書に所謂る今年五月とは即ち永曆七年ならん、まだ書中に所謂る國王は長崎奉行を指すものならん、將た亦平戶藩主の謂ひ歟、また六月十二日附の書あり、獨り其年號を審にする能はざるを憾む、其書

東洋船牌、應納餉銀、大者二千一百兩、小者亦納餉銀五百兩、俱有定例、年一換其發船之商、須察船之大小、照例納餉銀與弟、功不可爲所賣、聽其短少、不俗有令、着汛守兵丁地方官盤驗、遇有無牌及舊牌之船貨、船沒官、船主舵工拏解、玆汪雲升一船、係十年以前所給舊牌、已經地方官盤驗、解報、接吾弟來字、特破例從寬免議、但以後不可將舊牌發船、恐遇汛守之兵、船貨即時搬去、難追還、其誤事不少、切宜愼之、所謂新牌、即着換給交汪雲升領去、如短小吾弟餉銀、後年再不給發也、此札

鄭成功每年七左衛門のために來舶に托し、銀を贈りて以て資給するが故に、七左衛門の其親誼に感するや愈よ深し、母の節に死するを聞くや、滿身の悲痛、一たび海に航して讐を報せんと欲するの志愈よ厚し、如何んぞ海舶われと便ならず、各の窮天に隔居して以て恨を吞むもの多年、後ち鄭成功の死し、嫡子鄭經の家を繼ぐに及ひ、また微衷を陳し、之れを幕府に請ふ、經も亦成功に倣ひ、七左衛門の爲めに餉銀を送給するもの十三年、然る後ち絕ゆ、七左衛門不平なり、かつ家道の日に傾頽するや、之れを長崎奉行に訴ふ、實に淸の康熙十五年、即ち我延寶四年九月のことに屬す、其訴狀

乍恐謹而御訴訟　私儀於今町七左衛門と申者にて東寧鄭國姓爺之弟、當錦舍爲には叔父にて御座候、私先年は母一所に平戶に住居候、其刻鄭一官並兄國姓爺儀

は大明泉州と申所に住居仕候、然處に當所西中町銀吹七官と申者存生之刻、私母儀泉州呼度由、父一官、國姓爺兩手前より度度頼申越候に付、右七官より秋田屋庄五郎と申者を迎に平戶へ差越申候、就夫母私を召連、御當地へ罷越候て一官父子より母を呼申段、憚に承屆候、其刻私十歳罷越候故、捨置隔遠海泉州へ罷渡り候儀、難儀之由、母申遣候へば、其翌年弟七左衞門幼稚候へば難見捨由仰遣され候儀尤存候、併七左衞門爲には猶以來親にて候へば如何樣にも私可存候、一人の弟にて候へば母之仰違背仕間敷由申越候、然處私十六歳之刻は母離遁樣樣國姓爺申越候故、母も返事仕兼、國姓爺より數年色色申越候へ共、其方を不便に存無爲方不罷渡候、然共此度は成間敷と返事致候はゞ其方立身可難成と存候、當分母子の別を悲しみ候ても末末其方爲に不宜候間、縱へ罷渡り我身は如何樣に成候共、御公議樣被爲成御赦免候は可罷渡と返事可致由、私へ言聞せ、國姓爺方へ右之趣申遣候、御奉行馬場三郎左衞門樣御代にて、右翌年に國姓爺手前より御訴訟申上候、然ば被御赦免、三十餘年以前四月十五日泉州に罷渡候に付、其方成長致候砌、御當地へ國姓爺差渡候船船より銀子五百貫目請取、渡世可致候、此事泉州にて國姓爺へ具に可申渡候と母申、船に乘り申候、

一母儀泉州へ着岸仕候て私身躰之儀國姓爺へ申渡候に付、國姓爺を總領と思はれ、幼稚之七左衞門を日本へ留置罷渡られ候上は、母之仰、毛頭向背仕間敷と畏請合申候由、國姓爺幷兩手前より私方へ具に申起候、其年九月二十九日泉州へ大敵發向いたし、國姓爺居城を攻申候處、難防、厦門と申所へ母落行候を被虜候に付、賊敵の手に渡り可被討果事心外に存自害致候、國姓爺母之遺言を相守、翌年より、當分爲粮銀少之音物八九年差渡申候、其以後家來助爺と申者に國姓爺申付、一ヶ年金子五百貫目宛十二ヶ年之間、助爺手代ども方より我等請取申候御事

一右之通に母討死仕候は承屆親之敵と申、兄之敵にて不一方大敵に御座候得ば、

一度泉州罷渡、國姓爺之馬之口に付添、母並兄之大敵を討亡申度念願にて數年御訴訟申上候に付、御奉行樣私も國姓爺へ書簡遣申候樣にと御座候、就夫節節書簡差遣し候得共、一圓屆不申候、其子細は御當地にて國姓爺船頭共奢多く御座候に付、私之御訴訟相叶、泉州へ罷渡候ば、船頭共身持之儀、則國姓爺に告之知らせ可申候、然則皆之者如何と船頭中申合屆不申候、依然國姓爺より私儀被爲成御渡候樣訴訟不申上候に付、不能渡、于今殘念至極御座候、右之仕合にて御座候へば其比國姓爺方へ母遺言之噂不申入候所、十五年以來於東寧國姓爺病死仕候、存在の刻、兼て私儀錦舍方へ國姓爺申聞置候に付、相果申候以後、錦舍國姓爺之遺言を相守り渡爲相續之旨申、一ヶ年銀子二十貫宛、去年十三ヶ年請取申候御事

一國姓爺相果候刻は、錦舍並家來之助爺も一所に厦門と申所に罷居、父病死之儀錦舍義不存候、然處國姓爺相果候以後、家來助爺企謀叛錦舍を可討果手立致候

を錦舍承屆、早速助爺を呼付誅罰仕候、此儀を助爺弟亥官承付國姓爺之金銀並荷物等盜取、船に積、助爺一類不殘福州へ落行候、助爺存生之刻、兼て船手之役を國姓爺申付候故、助爺之手代共渡海自由に致、日本之御地に渡り、銀子大分に預り召置申候、是以元來國姓爺之銀子にて御坐候に國姓爺をかすめ右之通隱置申候、助爺一類共最初致逃脫候刻、助爺家來之者共餘多降參仕候、此者共助爺存生之砌り日本へ預置候銀高書付錦舍の方へ差渡申候、依然御當地に錦舍手前より乍憚節節使者を奉進候御事

一十二年以前に錦舍差渡申候使者蔡政と申者にて御座候、御奉行所島田久太郎樣より西中町銀吹新七郎所へ被仰付候、此蔡政右預銀之御訴訟申上候間、宜敷爲聞召、出銀子被爲成御渡候者、其内を五百貫目叔父七左衛門方へ可相渡之旨錦舍堅申付候之由蔡政私へ申屆候、則蔡政之宿右新七郎具に承屆申候御事

一錦舍去年四月に泉州へ罷渡、于今居付申候、右に致逐電致候助爺手代顛三娘去

年罷出日本之御地に大分之銀子國姓爺へ密密にて私共預り召置申候、此銀子受取差上可申と降參仕候、大敵之家來共に御座候得共、錦舍差赦召仕候御事

一右三娘熊官二人之者共去夏御當地へ罷渡候、其先に着津仕候錦舍手之船頭頭之勝娘と其外船頭共寄合仕、預銀被成爲御渡候共、此内五百貫目之銀子叔父七左衞門へ渡申間敷と言合、書簡を認、助爺孫より之書簡と申並證文差上申候へど、二人之者とも方無恙銀子被爲成御渡候刻、銀子請取之證文に右船頭頭之勝娘判形仕差上申候、勝娘支配致錦舍手之船に積、歸唐仕候御事

一日本之御地にてさへ謀計を企、虛言を申上候者にて候へば泉州錦舍の前にて以之外讒言致し候に付、錦舍書簡を以年年銀子貳貫目宛續申候處に、當年は貳貫目銀も遣し不申、私前前より借銀大分に御座候、然上錦舍より續不致候に付、當時妻子困乏罷成候故、不及力、家屋敷を沽却仕候、此先は稚女子共を引連路頭に立可申仕合無爲方難儀此事に御座候、錦舍儀は近年於在國殊外仕合能御座候、剩へ、去年は御當地にて大分の銀子請取申候處、賤下に申傳候詞を錦舍致承引、乍祖母并父之存思は忘候て一人之叔父と不通に罷成候事淺猿心底にて御座候、乍憚從日本之御地渡海も罷成申儀に御座候はゞ私相渡り、諸事欝憤を申晴度是耳奉存候、誠私身不肖には候へ共錦舍叔父にて御座候に、右之躰にて零落致候ては、先祖、母、並兄之名如何敷存候、殊に母並國姓爺代代之遺言五百貫共紛無御座候、母儀は泉州にて討死仕候處に、祖母並父國姓爺之遺言を錦舍違背仕候へば不奉恐御訴訟申上候、御慈悲之御上私及困窮候通被爲聞召、五百貫目之銀子錦舍船頭共へ被爲仰付被爲下候ば、私子子孫孫迄被成御救候旨、偏難有可奉存上候、以上

訴狀の劈頭にいふ、一度泉州に罷渡り、國姓爺の馬轡に付添ひ、母及兄の大敵を討亡し申度願念なりと、激なり、烈なり、慷慨胡羯を呑むの概ありと謂ふべし、もし之れをして海に航し、鄭成功をして多少の兵を分たしめは、亦必ず芳名を靑史の上

に留めしならんも、其願の達せずして、徒らに風塵に埋歿する、間關たる末路、子は饑に啼き、妻は寒に號び、遂に牛馬と同じく朽ちて而して已む、われ之れを按するに我延寶四年は、實に鄭經が三藩と合從し、臺灣を出て、福建に入り、山河百戰、糧食漸く盡くるの時なれば、兵馬倥偬の際、或は七左衞門に對し、餉銀を發給するの遑なかりしなるべし、而かも七左衞門の目して鄭經が父祖の遺訓に違ひ、義を忘ると爲すは、一に海路の懸絶して以て其事情の相通ぜざるに由るのみ、抑も亦七左衞門積年の貧寒は常年の英氣を消磨し、遂に此語を出して而して顧みざるに至れる歟

後ち七左衞門は長崎に歿しぬ、子あり、名は道順、姓鄭に復す、初め七左衞門の海を渡らんことを請ふや、道順も亦父と共に明に赴かんと欲す、而かも事遂に成らず、父歿するに及び、江戸に來り、呉服町に住み、醫を以て業と爲し、復た仕へずして而して身を終るといふ、

けだし訴狀の中、所謂る錦舍は即ち鄭經なり、經一に錦といひ、また錦舍といふ、

所謂る助爺は鄭泰なり、所謂る亥官は鄭泰の弟鳴駿なり、玩讀せは此れ亦鄭史の半面を窺ふに足らん歟

第二十三　鄭經の死後

鄭經の人と爲り○招討大將軍の印を佩ぶるもの十九年○歿するの年三十九○長子克㙻○諸弟の畏憚○克㙻殺さる○克㙻の妻陳氏節に死す成功の未亡人董氏○次子克塽を立つ

清の康熙二十年正月鄭經卒す、經人と爲り仁厚、頗る士民の心を得たり、父成功の故業を承け、臺灣に據り、永曆の正朔を奉し、招討大將軍の印を佩ぶるもの凡そ十有九年、後年政を子克㙻に委ね、退て州仔尾に閒居し、遊覽の地を築き、峻宇彫牆、名花嘉樹、島中の華麗を極め、其間に優遊して以て自ら樂む、其歿するや齡なほ三十五、人みな之れを惜む。

鄭經の長子を克㙻といふ、實は經の子に非さる也、本姓は李氏、經の寵妾林氏竊かに之れを養ふ、經知らず、長するに及び、功臣陳永華の女を以て之れに妻はす。

後ち經の西し政を永華に委ぬるに及ひ、永華ために請ふて監國と爲す、居ること七年、永華歿するの時、經適ま敗歸して臺灣に在り、即ち國を以て克㙻に付す、克㙻

人と爲り嚴肅沈毅、頗る祖父の風あり諸弟の之れを畏憚すること太甚し、故に經の死するや、楊言して曰く、克㙻は吾が骨肉に非ずと、經の嫡母董氏命じて克㙻が監國の印を收めしめ、之れを別室に幽す、諸弟遂に人をして之れを殺さしむ、

克㙻の妻陳氏は貞節の女也、董氏坐ろに永華の舊勳を憶ひ、禮して以て陳氏を待つ、陳氏別室に出てんことを乞ひ、旦夕哭臨し、哭終るに及び、禮服を整へ、從容柩前に縊れぬ、

董氏素と成功に容せられざる也、而かも辛卯の難、忽忙逃出、なほ姑の神主を懷いて而して出づ、成功これより大に之れを敬畏せりといふ、去年經の遁れて臺灣に入るや、之れを勉め、之れり責むるに先業を興隆する能はざを以てし、凛凛畏憚なし、經の卒するに及び、後事を經營す、董氏こゝに於て次子克塽を立つ、克塽なほ幼なり、因て劉國軒に武平侯を授け、錫範忠に忠誠伯を授け、以て克塽を補佐せしむ。

第二十四　澎湖の戰

清將施琅水師を率ゐて臺灣を伐つ○清主の臺灣に敗るゝ所以は何の故そ○提督その人を得ば則ち功も亦從ふて奏すべし○施琅は誠とに當時の名將○鄭氏も亦危し○清將賴答が鄭經に贈る書○克塽立つてより吹多門に出づ○姚啓聖の上疏○施琅兵を平海に治む○鄭氏の氣運日に非○施琅數ば秘策を逃ふ澎湖島に於ける劉國軒の守備○施琅の戰畧○所謂る安危の分るゝ所○施琅先つ敗れて心に悅ぶ○鄭兵大敗○施琅恩威並び樹つ○臺人の心愈よ動く○寧靖王朱術桂○劉國軒等克塽を奉して歸降の計を決す

清の康熙二十二年、清將施琅水師を率ゐて臺灣を伐つ、けだし鄭成功の臺灣に蟠據してより玆に二十餘年、其地必ずしも廣きに非ず、其兵必ずしも衆きに非ず、鎧冑刀鎗或は弊鈍なるに、清の聖祖皇帝、鮮聞寡見の英主を以て、天下百萬の貔虎を叱咜し、環攻し、掩撃し、唯た容易に之れを拔く能はざるのみか、動もすれば輙ち其返擊にあひ、師を海上に棄て、將を軍門に失ふの數ばなるは抑も亦何の故ぞ、顧ふに風濤の嶮惡にして、北人の水性を諳んせざるに由るのみ、故に一度び提督に其人を得ば、則ち功も亦從ふて奏すべし、今施琅は誠とに當時の名將、勇敢果決にして韜略多し、また嘗て鄭成功の麾下に屬し、久しく水路の軍に將たりしが故に、南海の風濤に慣れ、海上を視ること平地のごとし、其亡けて清に歸するや、漸次に用ゐられ、以て此に至る、鄭氏も亦危し

初め鄭經の三藩と合從し、廣東、福建の地に轉戰し、軍敗れ、力折れ、兩島を棄て、臺灣に歸るや、清將賴塔書を作りて經に贈る、その略、

> 自海上用兵以來、朝庭屢下招撫之令、而議終不成、皆由封疆諸臣執扼、臺地本非中國版藉、足下父子自闢荊棘、生聚敎訓、有年于玆、本朝亦何惜海外一彈丸地、不聽田橫壯士逍遙其間乎、今三藩殄滅、中外一家、若能保境息民、則從此不必登岸、不必易衣冠、稱臣入貢可也、不稱臣不入貢亦可也、以臺灣爲箕子之朝鮮、爲徐市之日本、于世無患、與人無爭、而沿海生靈、永息塗炭、惟足下圖之、

鄭經乃ち答書し、約の如くせんを請ふ、惟た海澄を以て互市の處と爲さんことを求

むるに依り、姚啓聖のために拒まれ、議遂に罷む、後ち鄭經の歿し、克塽の立ち、政の多門に出つるや、啓聖之れを偵知し、心に以謂らく、此れ乘ずべしと、此に於て乎遂に上疏し、萬正色を薦めて陸路提督と爲し、施琅を薦めて水師提督と爲し、以て大畢を圖り、斯するに明年を以てす、琅乃ち兵を平海に治む此時に當り鄭氏の氣運日に非に、劉國軒ひとり兵權を掌握し、威を殺戮に立て、偏へに臺灣の人心をして安穩ならさらしむ、施琅以爲らく、臺灣取るべきの機ありと、因て清主に密疏し、數ば秘策を陳ぶ。

越へて一年は即ち二十三年也、六月清の大軍銅山を發す、國軒守備して澎湖に在り、其兵勢の少きを以て、草地の佃丁民兵を抽調し、精壯敢死の士を選拔し、商船を改め、戰艦と爲し、また各文武官が所有の私船を召集し、一切に修整を行ひ、さらに媽祖台嶼の山下に砲城三座、風櫃尾に砲城一座、四角山に砲城一座、鷄籠山に砲臺一座、牛心灣に砲臺一座、東西嶺に砲臺一列四座、西嶼頭に砲臺一列四座を添築し、海に

沿ひ小舟の登岸すべき處は、悉く短牆を設け、砲石を置き、連續凡そ三十里、海艦の羅布すること星のごとし、碁石の如し、國軒こゝに於て北定將軍王隆、宣毅左鎭丘輝、戎旗二鎭吳潛、右武衞林陞、左虎衞江勝、援勦後鎭啓明等をして衆二萬を領して鷄籠嶼を守らしめ、自ら精兵二萬を督して風櫃尾、牛心灣等の處を分守す、防備の堅固すでに斯くのごとく然り、之れを攻むるもの固より勇なかるべからざる也、施琅乃ち悉く將帥の姓名を戰艦に書せしめ、以て進退を審にし、賞罰を明にすと稱し、然る後ち水師を澎湖に進む、誠とに此れ龍拏虎擲の大活劇、清軍にして而して勝てば鄭氏の君臣は終に京師に囚へらるべし、鄭兵にして而して勝てば、北人の精銳は再たび臺灣に臨むなかるべし、亦所謂る安危の分るゝ所、その勝敗如何ん、鄭

成功傳の一節

兩軍將合、琅先令監理曾誠等突戰、南潮正漲、前鋒數船分散、國軒乘之、殺傷過當、琅馳駕船赴援、理傷砲、琅亦傷焉、是夜舟停八罩、琅集諸將、中軍令、總兵

以下、按以失律罪、令立功自贖

劈頭の一戰、鄭兵は勝ちぬ、清軍は敗れぬ、鄭兵將に勝に狃れんとするか、淸軍一敗、終に振はざるに至らんとするか、抑も施琅は兵に老ひたり、所謂る禍を轉して福と爲さんと欲し、敗れて而して心竊かに悅ぶ、聞く此戰や施琅は右眼を銃擊せられ、流血滾下、滿面朱を注ぐが如く、諸軍を叱咤し、戰終りて而して神色自若、創痛の身に在るを知らざるものゝ如しと、また聞く施琅の軍令を申明し、故らに敗軍の諸將を縛するや、諸將も亦斷頭を分とし、匍伏して以て祈るのみ、乃之れを許し、功を立て自ら贖はしむと、凡そ施琅の諸部を激厲する一に此の如くなるが故に、一時消沈せる兵氣も亦復た振ふ、次回の接杖はいかん、臺灣紀略の一節

十八日進取虎井嶼、十九日施琅駕小舟、竊偵敵營、還誓師、分兵進勦、左師直入鷄籠山、右師直入牛心澳、中權分爲八陣、毎陣三疊、將軍居中調度、將左者興化鎭吳英、金門鎭陳龍、銅山鎭陳品、將右者平陽鎭朱天貴、海壇鎭林賢、厦門鎭楊

嘉瑞、提標中營羅士珍、舳艫千里、旌旗蔽空

また成功傳の一節

清兵裹創疾戰、國軒發火矢噴筒、燔焰怒張、朱天貴陣亡、清兵戮力夾擊、自辰及中、兵勢益勵、林陞、兵輝、江勝、陳輝明、吳潛、王隆等戰死、失戰艦二百餘艘、衆多降、國軒知勢不敵、急乘走舸、從吼門佚去、入臺灣

夫れ澎湖は臺灣の保障、危礁亂立、風濤怒張、誠とに能く此一壁を守らば、百萬の船艦も亦東するなきに、今や已に之れを失ふ、鄭氏數十年の基業は實に此一戰に絕へぬ、かつ此戰や、唯だ鄭氏の宿將の多くは陣亡せるのみに非ずして、而して進退維れ谷まり、面縛して施琅の軍門に降るもの部將一百六十五人、士卒四千八百五十三人、幸に萬死の中より出でゝ、臺灣に歸れるものも亦みな創痛を被り、復た固守するの意なし、施琅乃ち恩威を以て敵の軍氣を沮喪せしめんと欲し、厚く降卒に給する衣米を以てし、擒獲して未だ死に及ばざるものは、則ち悉く醫治して之れを還

す、故に臺人の心は愈よ動きぬ、

寧靖王朱術桂、時に臺灣に在り、大事の既に去るを知るや、歎じて曰く、われは明室の宗族なり、義、辱らるべからずと、冠服を以て天地を拜し、祖宗を拜し、臺人と從容別飮し、王印を以て克塽に授けて而して自刄す、五妾も亦殉死す、臺人之れを悲しむ、憐むべし落落たる天地の間、こゝに至りて復た明氏の一塊肉なく、城砦風冷かに、陣營雨黯らし、劉國軒いかに勇略に富むも、亦何をか爲らん、乃ち錫範、祐、磊等と克塽を奉じ、歸降の計を決す、時まさに康熙二十二年六月下旬

第二十五　歸　清

鄭克塽降表を施琅の軍門に捧ぐ○降表○淸主の勅諭○施琅臺灣の地を經略す○克塽漢軍公を授けらる○三世三十八年

淸の康熙二十二年七月。鄭克塽降表を淸將施琅の軍門に捧ぐ、其表

延平王佩招討大將軍印鄭克塽謹奏、凡域中有常尊、歷代紹百王、爲得統知天意有攸屬、輿朝宅九土以受符、誠五德之推移、爲萬彙所瞻仰、伏念、先世自矢愚忠、追前代之恩、未沾聖朝之澤、是以臣祖成功、華路以闢東土、臣父經、鞣鞨而雜文身、寧敢負固重險、身擬夜郎、以保全遺黎、孤棲海角而已、玆蓋伏遇皇帝陛下高覆厚載、仁育義懷、底定中邦、如旭日升而普照、掃擴六宇、雖浮雲翳而牟消、苟修文德以來遠人寧事勝心而焚海內、乃者舳艫西下、自揣履踏之獲愆、念此血氣東成、無非霜露之所隊、顏行何敢再逆、革心以表後誠也、昔者威未德見、無怪鳥駭于虞機、今者悟已知迷、敢後麟遊于仁圃、伏願、視天地民物爲一體、合衆胥寄棘

于大同、遠柔而邇寧、形民因無心於醉飽、武討而服舍、依漁自適性、子淵泓夫且問黃考之海波、豈特誓丹誠以徼日巳哉、臣無任瞻天仰聖、激切屛營之至、謹奉表稱進以聞

施琅克塽に答書し、かつ其請を納る、克塽乃ち劉國昌及び馮錫珪、陳夢煒を遣り、延平王の金印一、招討大將軍の金印一、公、侯、伯、將軍の銀印五を齎らし軍門を叩て降を告ぐ、其降表

延平王佩招討大將軍印臣鄭克塽謹奏、爲舉國內附仰冀聖恩事、臣生自海邦稚懵無識、謬繼創垂之緒、有乘傾向之誠、邇者樓船西來、大旗東指、簞壺綏迎於周旋、干羽煩舞於虞階、自省重愆、誠爲莫贖、然思皇靈之赫濯、信知天命有攸歸、逆者亡、順者昌、乃覆載待物之廣大、武討而服舍、諒聖王與人之甚寛、用遵往時之成命、爰邀此日殊恩冀守宗乃祧以勿失、永作屛翰於東方、業有降表具奏、及接提督臣施琅來書、以復居故土、不敢主張臣思、既傾心而向化、何難納土以輸誠、玆特繕具表章、玆延平王印一顆、冊一副、及武平侯臣劉國軒印一顆、忠誠伯臣馮錫範印一顆、敬遣劉國昌、馮錫珪、齎赴軍前、繳奏版籍土地人民待命境上數千里之封疆、悉歸土宇、百餘萬之戶口、並屬版圖、遵海南永息波濤之警、普天之下、均沾雨露之濡、實聖德之漸被無方、新遐區之綏負恐後、獨念臣全家骨肉、強半孺呱、本係南人不諳、乞就越開地方撥賜田園廬屋、俾免流移之苦、且養贍有資、則蒙商厚之生成、當銜丹靑以銜結、至於明室宗親、格外優徒、通邦士庶、軫念綏柔、文武諸官、加恩遷擢、前附將領、一禮垂仁、夙昔結怨蠱與捐除籍沒產業、俱行賜復尤當廣推寛大之仁、明布維新之令、使夫群情允愜、共皷舞於春風、萬彙熙恬、同泳游於化日、斯誠微臣無厭之請、微望朝庭不次之恩者也、爲此激切其本奏聞、伏候勅旨

施琅乃ち總督姚啓聖をして使を遣り、星夜に馳せて京師に到らしめ、ために疏して特赦あらんことを請ふ、淸主之れを許し、鄭克塽に勅諭す、其勅諭

帝王撫御寰區、仁覆無外、即海隅日出之邦、無不欲共咸登衽席共樂昇平、爾祖父自明季以來、出沒海岸、盤踞島嶼、本朝定鼎、爾祖鄭成功、竊據海隅、甘外王化、以及爾父鄭錦、勾引奸徒、窺伺內地、屢經勦撫、頑梗怙終、爾方童穉、妄思傚爾前人、竄伏臺灣、穴穴靡常、以至沿海居民時道兵燹、朕念中外兵民、皆吾赤子、何忍聽其久罹水火、故特命提督施琅、選將練兵、出洋造剿、旋奏報澎湖巳克、臺灣指日蕩平、總督姚啓聖以爾等降疏奏聞、又據來使呈乞恩赦、朕體上天好生之德、特頒勅旨、前往開諭、爾等果能悔罪投誠、率所屬僞官軍民人等、悉行登岸、將前罪悉行赦免、乃加恩、令得所、爾等其審圖順逆、善計保全、以副朕宥罪施行至意

八月施琅舟師を統べて鹿耳に入り、降を受け、以て臺灣の地を經畧す、冬、克塽等の相率ゐて京師に入るや、清主其情を憐れみ、厚遇し、詔して鄭克塽に漢軍公を授け、馮錫範に漢軍伯を授け、劉國軒に天津總兵を授け、何祐に梧州副將を授け、また詔を下し、東寧を以て舊に復して臺灣府となさしむ、我今試みに指を屈して之れを算するに、鄭克塽位を嗣でより茲に二年、永曆の正朔を奉するは舊のごとし、此時年猶ほ十五、亦哀むべからずや、之れを要するに鄭成功の始めて義を起してより克塽の降ァに及ぶまで、凡そ三世三十八年、而かも明の正朔は此に至りて始めて天壤の間に絕ゆ

第二十六　餘韻千秋

忠義の骨埋めて蠻煙瘴雨の村に在り〇施琅牲幣を具へて成功の靈を祭る〇鄭氏の舊知をして祭祀に奉事せしむ〇淸主詔して南安の地に改葬せしむ〇平戸の藩主松浦侯豐碑を成功生誕の處に立つ〇松濤水聲餘韻千秋

冠帶の國は變じて左袵と爲り、搢紳の士は節を改め、操を易へ、身を富貴に致して、大家の朝庭に翩々せるに、獨り鄭成功が一片忠義の骨は、埋めて瘴煙蠻雨の村に在り、滔滔たる天下、復た嘗て一士の之れを弔ふなきか

初め淸の提督施琅の臺灣に入るや、鄭成功の忠節に感ずる太甚し、即ち先づ牲幣を具へ、其廟に詣り、其靈に告げて曰く、同安侯臺に入りてより、臺の地始めて居民あり、賜姓が土を闢くに及び、世世嚴疆たり、誰何すべきなし、琅や今天子の威靈に賴り、克く玆を有ち、滅國の誅を辭せざるは、朝廷に忠にして父兄に報ずる所以のみ、但た琅や卒伍に起り、賜姓に於て魚水の遇あり、中間の微嫌、遂に此大戾を

釀成し、禍の骨肉に及び、事の乖離に至るを圖らざる也、分れて讐敵と爲るも、情は猶ほ君臣のごとし、公義私恩、何ぞ兩つながら全ふするを得んと、語畢り、涙落つ、因て鄭氏の舊知をして祭祀に奉事せしむ、越えて十七年、康熙三十九年、淸主往事を追想し、嘗て謂ふ、成功は明室の遺臣、わが亂臣賊子に非ざる也と、特に詔を下し、成功及び子經を南安の地に改葬せしむ、南安に廟あり、廟に成功の像あり、此れ實に其眞似を得たるものゝ如し、而かも臺人の成功の德に薫するや深し、故に臺南の舊廟に祭祀するもの玆に二百五十餘年、かつや鄭氏の後裔は現に臺南、南安の兩地に存在し、綿々今に至りて絕えずといふ、信なるか、忠臣孝子の名敎に關する所は、讐敵も以て毀つなし、施琅の彼の哀を極め、淸主の此詔を下せるは、一に感激の餘に出づ、固より意あるに非すと雖、而かも百世の下、人心を風勵するに於て大に益ありと謂ふべし、

わが肥前平戸は鄭成功の生れし處、後ち一百八十年、藩主松浦公ために石を千里濱に

立て、題して鄭延平王慶誕芳蹤之碑といふ、松濤水聲、餘韻千秋、今に其地を過ぐれば、則ち必ず豊碑の巍然として碧瀾に俯するものあるを見ん、

鄭成功 終

明治三十六年十月八日印刷
明治三十六年十月十四日發行

鄭成功 正價三十錢

著作權所有

著作者 宮崎繁吉

發行者 岩崎鐵次郎
東京市神田區鍋町二十一番地

印刷者 森潤二
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

發兌 大學館
東京市神田區鍋町二十一番地
電話本局三〇六七番

墨堤隱士著（肖像寫眞入）

大臣の書生時代

價三十錢　郵稅四錢

四版

明治の大臣宰相卅有六人が短褐弊衣時代の逸話珍談の最も興味あるものを集錄す一讀靑年子弟の志を奮起せしむ。

長田偶得君著　岡落葉君書

逸事奇談

明治六十大臣

價三十錢　郵稅四錢

六版

明治十八年內閣制度改正以來、大臣の重職に上れる俊英揚せて六十人、世にその公德を頌し美績を併ぐるもの其類多し、本書はこれとその選を異にしその衣冠を去り大禮服を脫ぎたる赤裸々たる面目を寫し出せり一讀その逸事の意外に驚き、奇話の突飛なるに駭く可し。

墨堤隱士著　岡落葉君書

明治人物の少壯時代

價廿五錢　郵稅四錢

本書は後進の少年子弟が素志涵養の目的に依つて著はされたる者現今の俊秀豪傑數十人の少壯時代を描きその敎育その天禀その困苦勉勵その忍耐その勇氣その奮發如何に常人とその軌を異にせるや如何に凡俗とその心を同うせざるや一讀奮起の好讀本たるを期す

文學士飯田吹萬君序
俣野節村君著

偉人の言行

再版　價廿五錢　郵稅四錢

日本歷代無慮數百名の偉人が品操、氣韻、深慮、膽識、修養、洒落、雅量等各方面に涉にて特出し後世の摸範となる可き其平生と裏面の性行を寫す有爲の青年が以て志氣を養ふの好侶伴たるに適す、

宮崎來城君著

豪傑叢談第參編 豪傑の少時

價廿五錢 郵稅四錢 四版

蛇は三寸にして人を呑むの慨あり、豪傑の豪傑たるはそれ天品によるか又聞く大器晚成の語あり豪傑の豪傑たるはそれ鍛鍊に依るかこれを知らんと欲せば須らく豪傑か少年時代の言語擧止に徵せよ

岩井松風軒著

豪傑叢談第四編 豪傑の遺訓

價廿五錢 郵稅四錢 三版

創業は易し守成は難し、英雄の苦心はその子孫の業にあり、遺訓を遵守するもの以て榮へ背戾するもの衰ふるは歷史に徵して明なり、有爲の青年なるもの一冊を座右に置いて朝夕の鑑とすべし

宮崎來城君著

豪傑叢談第五編 豪傑の雅量

價廿五錢 郵稅四錢 再版

諸豪傑が亂世に於ける慣用手段たる權謀術數以外に一種の天眞濶達なる襟度を以て人を迎へたる絕好の逸話玆に例の健筆を以て寫し出されたるもの一讀光風霽月の想あらん

西山筑濱君著

豪傑叢談第八編 豪傑の修養

價廿五錢 郵稅四錢

大事業の下には大なる準備あり偉人の素には大なる修養あり修養は活動の第一義なるの語を知る者須らく此書に就て如何に英雄豪傑がその素養に力むるに困苦勉勵せしかを見よ

岩井松風軒著

豪傑叢談第七編 豪傑の信仰

價廿五錢 郵稅四錢

英雄豪傑の壯業偉蹟は實に渠れが信仰の產物なり、神か、佛か、人か、物か、道か、理か、物か渠等は其の一に或るものを崇拜し以て志を成したるものなり本書詳に之を謂ふ

西山筑濱君著

豪傑叢談第六編 豪傑の交際

價廿五錢 郵稅四錢

交際は即ち處世法なり交際に拙なる者は世に遲るゝは自然の數なり、異色異種の人物交々來り接す此間に處して如何に談話し如何に待遇すべきや豪傑が苦心また甚だしきものあり此書これを說いて些の餘蘊を見す

渡邊修二郞君著

俠傑高田屋嘉兵衞

肖像入

正價二十錢 郵稅四錢

嘉兵衞是れ市井の一夫のみ、而して國家の爲に犧牲となりて海外に執はれ一縷千鈞の難關に處毫も國譽を辱しめずして彼我の間の事情を疎通し竟に平和に事局を結了するを得たり嗚呼爲ぞ傳せざる可けんや著者露人の記錄等を得て材料頗る豐富なり日露交涉の事蹟は其多趣多味なること遙に小說稗史の上に在り、

渡邊修二郞君著

奇傑雲井龍雄

肖像入

正價廿錢 郵稅四錢

渾身皆膽行言奇行、眇たる一書生の身を以て徒手破天驚地の壯擧を試み、奇禍を得て終に刑場一片の露と消えたる明治初年の快男子雲井龍雄が幼時より其斬首に至る間の性行奇事を輯めて一編の傳となしたるもの附錄に雲井龍雄文詩を掲ぐ

早田玄洞君著

李鴻章

肖像入

正價二十錢 郵稅四錢

東洋の風雲はこの一巨人の手に依て變幻出沒の惑ありき、これ啤翁比公と相並んで世界の三大英傑と稱せられし所以乎。而して彼れ溘然として逝くに當り一の記述なきは抑も英雄を悼惜するの道ならんや、玄洞君此に於てか彼れが少年時代よりその終焉に到る迄の經歷行動を敍し逸話奇聞悉く輯めて漏すなし又以て東洋史の一部を備ふに足る。

渡邊修二郞君著

大久保利通の一生

再版

正價三十錢 郵稅四錢

薩傑大久保利通及び其時代の史傳は即ち維新政業の記事なり、維新政業の記事は實に近世歷史中の精華にして頗る趣味に富み、最も考究の要あるものなり著者曩に「高杉晉作」「木戶公允」の二傳を著して好評嘖々たりし今此傳を草して薩長傑士と近代國事との關係を詳にし併せて明治政府の由來を觀察するに最も精密國史に志すもの一本を購うて可なり

96
340

宮崎來城君著

豪傑叢談第壹編

多情の豪傑

第八版

價廿五錢　郵税四錢

源頼朝　源義經　平重衡　木曾義仲　平通盛　平維盛　曾我祐成　藤原藤房

新田義貞　尊良親王　楠正行　高師直　高師秋　新田義興　柴田勝家　豊臣秀吉

新田義貞が勾當内侍に於る如き、上記十六傑の情事を寫せる一種の奇編にして、文章優艶艶麗の逸話豐富、一讀の下いかに蛾眉の斧が英雄の心緒を割斷せしかを見るを得ん

宮崎來城君著

豪傑叢談第九編

續多情の豪傑

再版

價廿五錢　郵税四錢

曩に、多情の豪傑一篇を著して滿天下の耳目を驚倒したる著者更に其洩たれる戰國の勇將猛士が情事に寫す瑰奇優艶の筆致は說くを用ゐず讀む者恍惚として自失せずんは幸のみ

宮崎來城君著

豪傑叢談第二編

豪傑の臨終

六版

價廿五錢　郵税四錢

豪傑の氣象は臨終の間に於てこれを見る來城子獨擅の健筆を振つて無數の古豪傑が臨終を描く一讀儒夫も起つ可く鬼神も泣くべし

西山筑濱君著

豪傑叢談第拾編

豪傑と奥方

再版

價廿五錢　郵税四錢

豪傑を知らんとするには先づ夫人の研究を要す、女子か男子に及ぼす勢力其大なるものあればなり、此書或は敘說し或は評論し俊髦と佳人双々點綴する處一部小說を讀むの感あり

23

23

96
3110

96
340

Ⓜ

007574-000-1

96-340

鄭成功

宮崎　繁吉／著

M36

ACL-0027